

第2期 田原市地域福祉計画

(素案)

(平成28年度～平成30年度)

目 次

第 1 章

計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	4
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の期間.....	8
5 関係する分野別計画.....	9
6 計画の策定体制.....	14

第 2 章

地域福祉を取り巻く現状.....	15
1 人口等の現状.....	16
2 地域福祉に関する現状.....	29
3 犯罪及び交通事故の状況.....	34
4 市民意識調査から見た状況.....	36
5 地区役員等との話し合いから見た状況.....	47

第 3 章

計画の基本的なあり方.....	49
1 計画の基本理念.....	50
2 計画の視点.....	51
3 計画の基本目標.....	52
4 計画の体系.....	55

第4章

施策の展開.....	57
1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ	58
2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進	67
3 みんなでつくる 人にやさしいまち	76

第5章

計画の推進にあたって.....	85
1 計画の周知・啓発	86
2 計画の推進と評価	86

参考資料

各種施策や制度の概要.....	87
1 地域包括ケアシステムの概要	88
2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要.....	89
3 地域生活支援拠点の概要.....	90
4 生活困窮者自立支援法の概要	91
5 健康都市の概要	92
6 生活ささえあいネットの概要	93

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1)「地域福祉」の役割

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことができること」です。

それを実現するための社会保障や社会福祉に関する法や制度は、時代の移り変わりとともに、大きく変化しています。

平成12年に施行された「介護保険法」や平成18年に施行された「障害者自立支援法」(現在は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」といいます。))に改正)では、これまでの施設支援中心の福祉サービスから在宅・地域生活中心の福祉サービスへと大きく転換し、高齢者や障がいのある方の「地域生活における自立」を支援するための制度に改正されました。

また、平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」は、生活の困窮に至る多様な課題への支援だけでなく、「地域づくり」にも重点が置かれた制度となっています。

少子高齢社会の到来による認知症高齢者の増加や老老介護の問題、社会から孤立してしまう人々の増加、児童などへの虐待の発生など、全国的に見られる変化は田原市においても例外ではありません。

法や制度だけでは解決することのできない課題が、多様な原因による生活の困窮、複合的な問題を抱える世帯の増加、孤立死などの形となって現れています。

福祉を住み慣れた地域で実現するためには、法や制度で救う社会保障だけでなく、地域で暮らす方たち同士で支え合うことが欠かせません。

官民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合い活動をつなぐことが、地域福祉の役割と言えます。

参考：改訂版 第1次田原市総合計画における健康福祉分野の主要プラン

○誰もが、いつまでも地域で生活できるまちづくり

○元気で長生きを目指す健康づくり

○安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

○安心して医療にかかることができるまちづくり

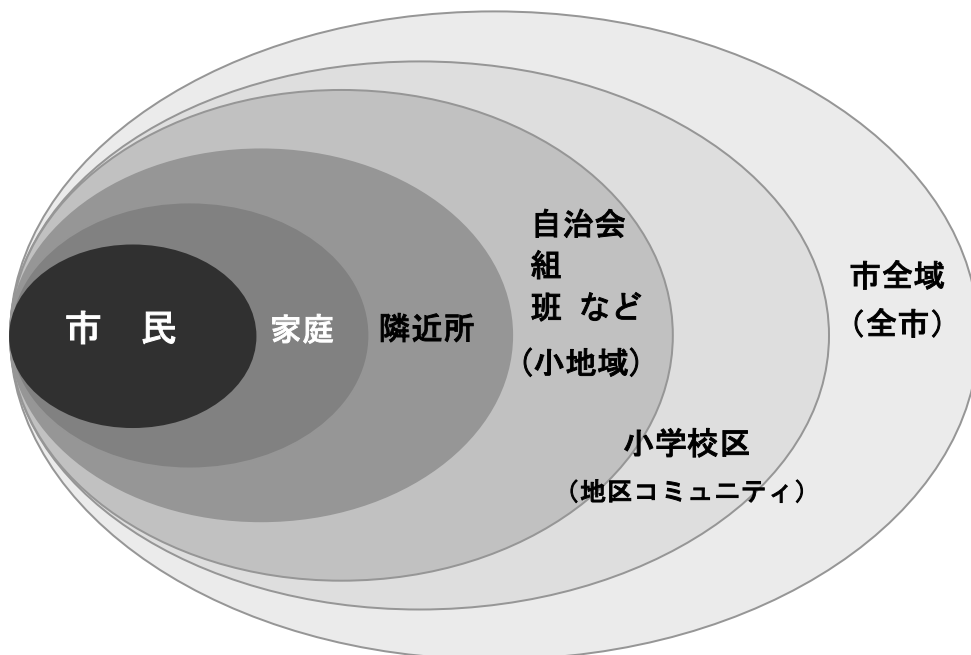
(2) 「地域」の範囲の捉え方

計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容やサービスの内容などにより、さまざまな枠組みが考えられます。

例えば、ボランティア活動の「地域」といっても、その活動内容によっては、自分の近所だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあります。

「地域」という範囲は、下の図に示すように、事例によって範囲が異なり、柔軟な考え方が必要だといえます。

また、地域とは単なる地理的・空間的な広がり（場所）だけを示す言葉ではなく、そこに住む人々のつながりや共同（取り組み）を表す言葉でもあります。ですから地域福祉という言葉は『地域における福祉』を意味すると共に『地域（住民）による福祉』を意味しているともいえます。



2 計画策定の趣旨

福祉を住み慣れた地域で実現するには、地域で暮らす方たち同士で支え合う活動と、官民の専門職による制度サービスを両輪として推進し活性化する必要があります。そのため、サービス提供のあり方についても、より身近な地域で、より柔軟なサービスの提供が求められています。

高齢社会の到来・・・

高齢社会の到来により、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築などの取り組みがなされています。

特に、介護予防や生活支援について、住民が主体的に参加し、自らが担い手となっていくような地域づくりが必要であるとされ、これまでの介護サービスの在り方を見直した「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行が進められています。

障がいがあっても・・・

障がいがあっても普通に暮らせる地域づくりを目指し、入所施設、病院から地域生活への円滑な移行や、24時間365日安心して地域生活が送れるよう「地域生活支援拠点」の構築などの取り組みがなされています。

障がいのある人が普通に暮らせる地域をつくるためには、生活のあらゆる場面において、住民一人ひとりが障がいについて理解し、障がいの有無に関わらず、互いに支えあえる環境づくりが必要であることから、福祉サービスの充実だけでなく、就労の場など社会参加の機会の確保のための取り組みが進められています。

安心して子育てを・・・

平成24年に「子ども・子育て支援法」が公布され、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、保護者を中心とした子育て環境づくりを、地域や職場などの協力により進めることが求められています。

市内でも、事業所内での託児を実施する事業所も増えつつありますが、今後も、地域や企業等の理解のもと、子育て支援の協力体制づくりを進める必要があります。

多様な理由により・・・

多様な理由により生活が困窮する人の数が増えています。平成27年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、困窮者一人ひとりの様々な課題の解決に向けて支援を行う自立相談支援や就労支援などの専門職による公的サービスを充実させるだけでなく、住民一人ひとりを孤立させない地域づくりに向けた取り組みも求められています。

第1期田原市地域福祉計画を受けて・・・

第1期田原市地域福祉計画（以下、「第1期計画」といいます。）の策定のために実施したアンケート結果や地域懇談会での意見をもとに、平成24年10月に、「災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳」の整備、平成26年10月に、「生活ささえあいネット」の事業開始、また、改訂版第1次田原市総合計画（以下、「総合計画」といいます。）の健康福祉分野の市民協働モデル事業として位置付けられている「地域の見守りネットワークプロジェクト」も始動しています。

大規模災害の発生時には、多くの住民に支援が必要な状況になりますが、規模によっては公的なサービスが十分に機能しないことも想定されます。

そのため、平常時から避難行動要支援者を把握し、地域と情報共有ができるよう「災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳」を整備しました。

「生活ささえあいネット」は、日常生活のちょっとした困りごとを地域で暮らす方たち同士で解決するための仕組みです。

今後、この制度を地域における支え合いの強化、困りごとの把握等のため、内容を柔軟に見直しつつ、市内に根付かせていく必要があります。

「地域の見守りネットワークプロジェクト」は、認知症などより帰宅できなくなる方の増加が懸念されるなか、「行方不明ゼロ」の田原市を目指し、帰宅できなくなった方を迅速に捜索できる体制を作り、地域で見守る仕組みを作ることを目的とした事業です。

校区単位での「徘徊高齢者捜索模擬訓練」などを通じ、地域での連帯感が高まるよう、取り組みが進められています。

田原市においては、「田原市市民協働まちづくり条例」や「田原市安心してくらすことのできる安全なまちづくり条例」の制定によって、まちづくりに関する、市民、市民活動団体及び事業者並びに市の役割と責務は明らかとなり、お互いが協働しまちづくりをしていく方向が定まっています。

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、様々な生活課題に地域全体できめ細かく取り組む仕組みづくりや、福祉サービスを利用しやすい環境づくり、さらに、住民一人ひとりが主体的に活動でき、互いに理解しあい見守り支え合える地域づくりを進めるため、社会福祉法に規定された「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

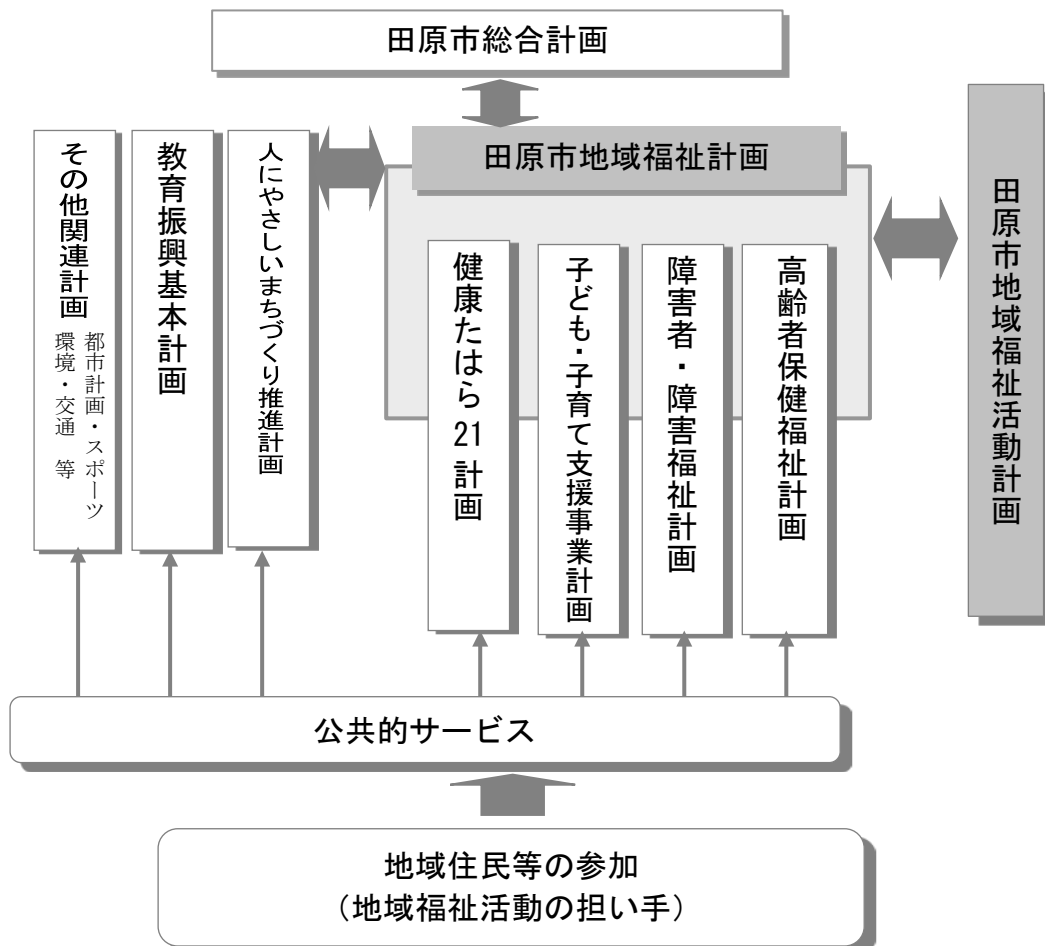
3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画と他計画との関係

この計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画で、市の地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。

平成24年度から平成27年度までの第1期計画で定めた方向性を継続しつつ、高齢者保健福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康たはら21計画など、保健、福祉などに関わる様々な計画と整合性を図りながら推進するものです。

また、愛知県の「あいち21世紀福祉ビジョン」や、愛知県社会福祉協議会の「中期計画（あ・い・ち・ふ・く・し）」とも理念を共有し、計画を推進していくものです。

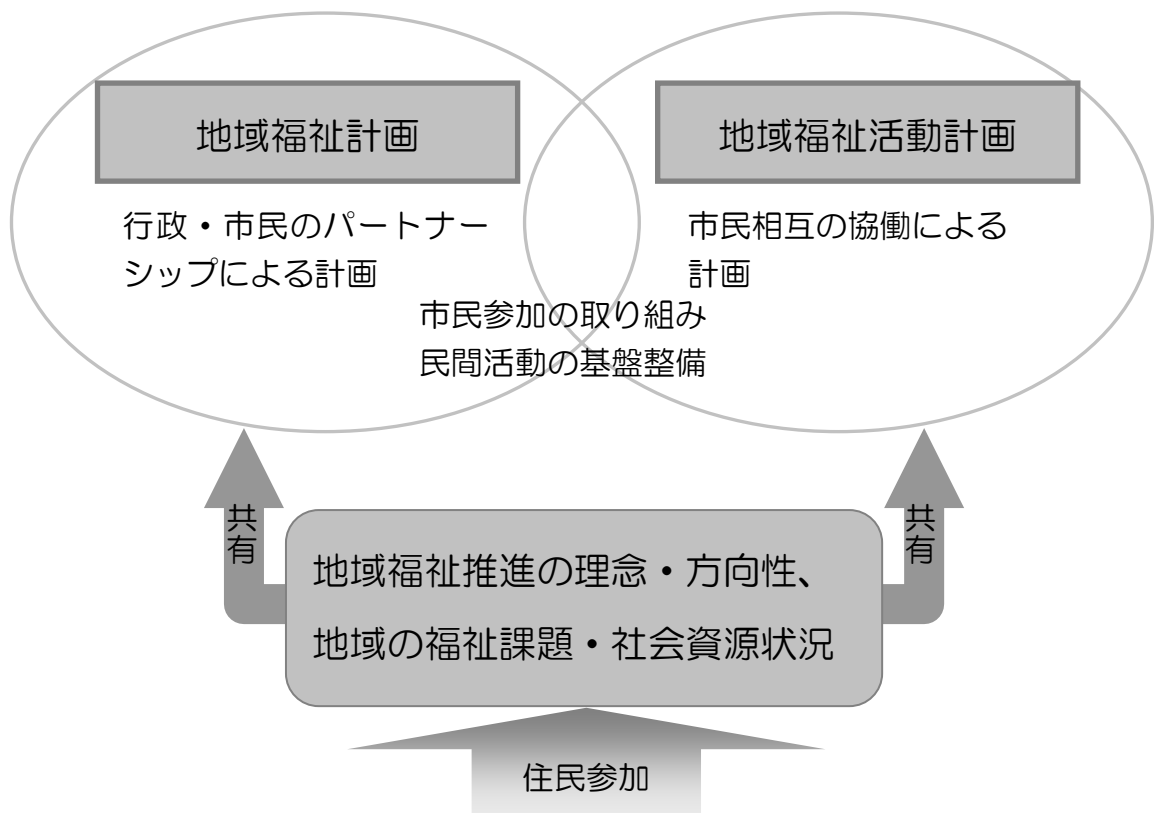


(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉計画が行政計画として、また、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は住民活動計画として、地域福祉の推進を目指すものであることを考えると、両計画は「対」をなす計画といえます。

「地域福祉活動計画」に「地域福祉計画」の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携することが重要です。

そのため、本計画は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」をともに策定していくものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、3年間とします。

ただし、国や県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

計画名	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
地域福祉（活動）計画	→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→
高齢者保健福祉計画	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→
障害者計画	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→
子ども子育て支援事業計画	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→
健康たはら21	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→	●→

関係する福祉分野の計画書



5 関係する分野別計画

① 高齢者保健福祉分野

計画名	田原市高齢者保健福祉計画（第7次老人福祉計画・第5次介護保険事業計画）
計画期間	平成27年度～平成29年度
基本理念	笑顔とやさしさの満ちあふれるまち
計画概要	<p>老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定しています。</p> <p>高齢者が生涯にわたり、地域で生活を営めるよう「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」を一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制づくりの実施に関する計画となっています。</p>

計画の体系

重点目標	方針
健康・生きがいがづくりの推進	1 健康づくりの推進
	2 高齢者の介護予防の推進
	3 高齢者医療の充実
	4 生きがいがづくりの推進
高齢者を支える体制づくり	1 医療・介護の連携推進
	2 認知症高齢者対策の推進
	3 安心・安全なまちづくりの推進
	4 見守り体制の充実
安心して生活できる支援の充実	1 在宅生活支援の充実
	2 住環境の整備の推進
	3 高齢者施設の充実
	4 地域福祉活動の推進
	5 担い手育成の推進
介護保険事業の充実	1 居宅サービスの充実
	2 地域密着型サービスの充実
	3 施設サービスの充実
	4 介護保険事業の円滑な推進
地域支援事業の充実	1 介護予防・日常生活支援総合事業の実施
	2 包括的支援事業の実施
	3 任意事業の実施

②障がい福祉分野

計画名	田原市障害者計画（第2期障害者計画・第4期障害福祉計画）
計画期間	平成27年度～平成29年度
基本理念	お互いが大切な人と認めあい、共に育ち、共に暮らすまち
計画概要	<p>障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定しています。</p> <p>障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し、地域で自立した生活を送るための環境整備や、障がいの有無にかかわらず、そこに住む人々がお互いに交流し、支えあいながら生きていく共生社会の実現に関する計画となっています。</p>

計画の体系

分野	方針
生活支援	1 相談支援体制の充実
	2 福祉サービスの充実
	3 障害児支援の充実
	4 サービスの質の向上
	5 人材の育成と確保
保健・医療	1 医療機関等との連携
	2 障害者の健康づくりに関する取組み
	3 こころの健康に関する取組み
	4 障害者の医療に関する取組み
教育・文化 芸術・スポーツ	1 インクルーシブ教育に関する取組み
	2 切れ目ない支援体制の構築
	3 文化芸術、スポーツ振興に関する取組み
就労・雇用	1 障害者雇用の促進
	2 福祉的就労環境の充実
生活環境	1 障害者に配慮したまちづくりの推進
	2 情報を得やすくするための取組み
	3 行政サービスにおける配慮
安心安全	1 防災対策の推進
	2 防犯対策の推進
	3 消費者被害の防止
差別解消 権利擁護	1 障害者差別解消の推進
	2 虐待の防止の推進
	3 権利擁護の推進

③子育て支援分野

計画名	田原市子ども・子育て支援事業計画（第2期次世代育成支援行動計画）
計画期間	平成27年度～平成31年度
基本理念	子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち たはら
計画概要	<p>子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援法に基づく「行動計画」を一体的に策定しています。</p> <p>教育・保育サービスや子育て支援サービスの内容や体制を充実や、“親育ち”の視点からの支援も行い、子どもたちの笑顔と、健やかな育ちをはぐくむまちづくりを、市民と行政の協働で進めるための計画となっています。</p>

計画の体系

基本目標	方針
地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実
	2 保育サービスの充実
	3 子育て支援のネットワークづくり
	4 子どもの健全育成
	5 地域における人材養成
母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
	2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	3 食育の推進
	4 小児医療の充実
子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成
	2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	3 家庭や地域の教育力の向上
	4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅・住宅環境の確保
	2 子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進
職業生活と家庭生活との両立の推進	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
	2 仕事と子育ての両立のための基盤整備
子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実
	2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
	3 障害児施策の充実
子育てに関する意識の高揚	1 少子化、子育てに関する意識啓発の推進

④健康分野

計画名	健康たはら21 第2次計画
計画期間	平成27年度～平成36年度（平成31年度に中間見直し）
基本理念	みんなが幸せを感じて暮らせるまち
計画概要	健康増進法に基づく「健康増進計画」として、また、母子保健計画である「健やか親子計画」も含み策定しています。 市民の健康づくりを総合的に推進するための指針として、個人、団体、行政それぞれの役割を整理し、健康都市づくりの視点を取り入れつつ、基本目標を「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」としています。

計画の体系

基本目標	基本方向	分野	方針
「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」	生涯を通じた健康づくり	育ち・学びの世代	子どもの頃から健全な生活習慣を身につける安心して子育てができる環境づくり
		働き・子育て世代	生活習慣病の発症予防と重症化予防 働き世代の健診・がん検診の受診環境の整備と受診勧奨
		成熟世代	生活習慣病の発症予防と重症化の予防 生活機能の維持向上
	疾病の発症予防・重症化予防	がん	がんの予防と早期発見に努め、がんで亡くなる人を減らします。
		循環器疾患・糖尿病	特定健診、特定保健指導を受けて、生活習慣病と重症化を予防します。
	生活習慣の見直し	栄養・食生活	田原市のおいしく新鮮な食材を食べ、肥満者や生活習慣病になる人を減らします。
		身体活動・運動	仲間同士で運動することで、肥満を予防し生活習慣病を予防します。
		休養・こころの健康	子どもの頃から規則正しい生活リズムをつくり、十分な睡眠・栄養をとり心身の健康を保持します。
		たばこ・COPD	未成年・妊婦の喫煙を防止するとともに、禁煙・受動喫煙防止の環境整備に取り組みます。
		飲酒	飲酒が及ぼす健康影響について理解し、不適切な飲酒をやめ、適度な量を心がけ、健康的な飲酒を目指します。
		歯・口腔の健康	子どもの頃から歯を大切にします。かかりつけ医をもち、年1回以上の歯科検診を受けるようにします。
	地域社会で支える健康づくり	健やか親子	子どもたちが健やかにのびのびと育つために、妊娠期からの健康づくりへの支援や地域と連携した子育て支援の輪を広げます。
		健康づくりの環境整備	企業や団体と連携した健康づくり活動を展開します。
		市民の健康づくりを支援する人々と健康づくりの輪の推進	地域で健康づくりに取り組み市民の活動を応援し、健康づくりに取り組む個人や市民を増やして生きます。

⑤その他

計画名	田原市社会福祉協議会基盤強化計画
計画期間	平成 25 年度～平成 29 年度（平成 27 年度に中間見直し）
基本理念	市民と共に 未来に広げる 福祉の輪
計画概要	<p>「田原市地域福祉計画」における田原市社会福祉協議会の役割を果たし、地域福祉計画の理念を実現するための指針を策定しています。</p> <p>「住民参加と協働による活動の展開」、「地域における利用者本位の福祉サービスの推進」、「地域に根ざした総合的な支援体制の整備」、「多様化する福祉ニーズに応じた先駆的な活動への取り組み」を経営理念とした計画となっています。</p>

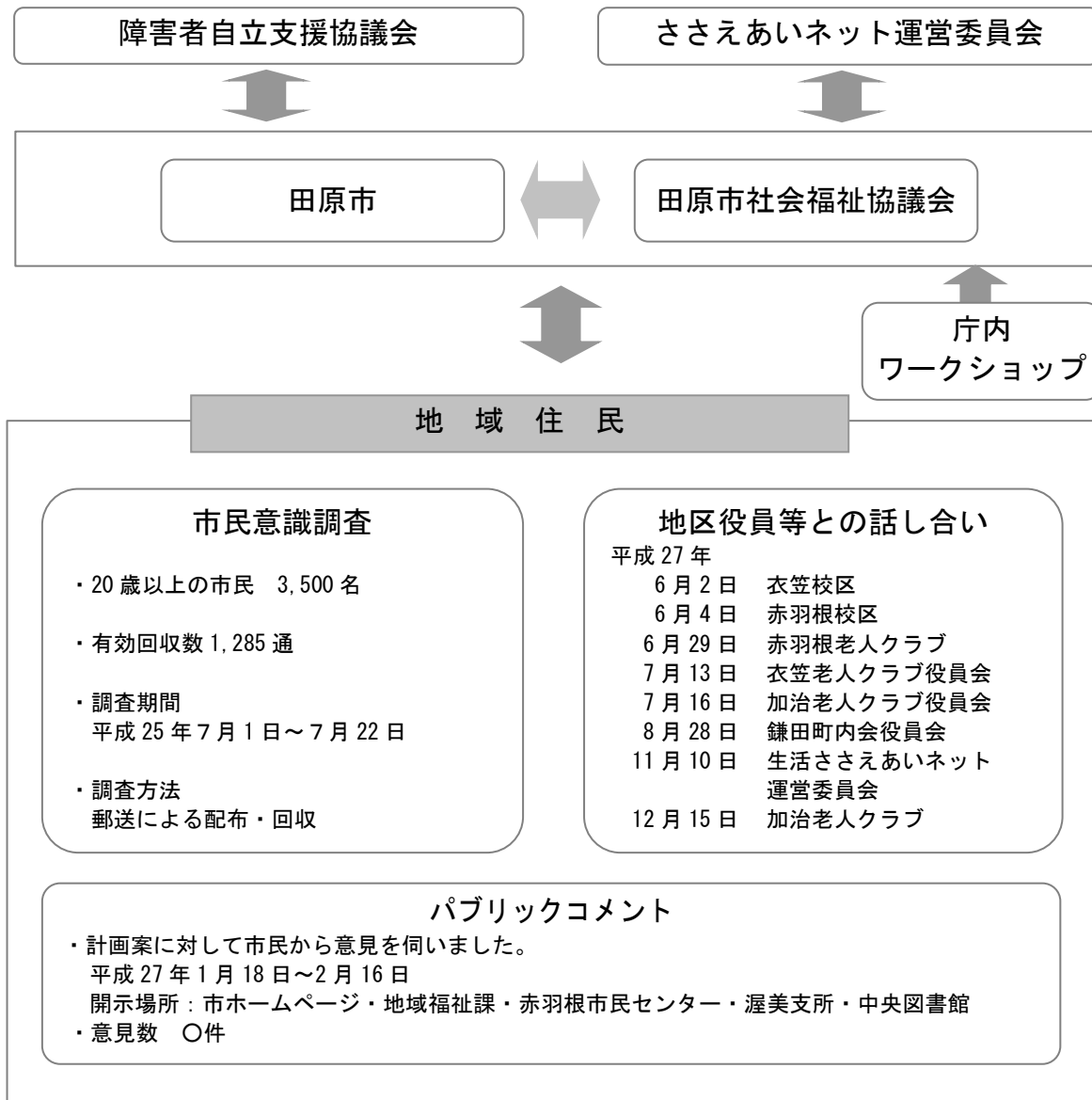
計画の体系

部門別基本目標	取り組み
信頼される社協を目指して（法人運営部門）	財源の確保（財政計画） <ol style="list-style-type: none"> 1 会費と会員制度の見直し 2 共同募金 3 寄付金 4 補助金 5 委託金 6 介護保険・障害福祉サービス
	組織・体制 <ol style="list-style-type: none"> 1 職員配置・人材育成方針 2 給与制度、人事評価制度の検討 3 新たな事務局体制の構築 4 理事会・評議員会のあり方
安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動部門）	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉課題の把握、新たな福祉サービス等の企画 2 地域福祉コーディネーターの配置 3 ボランティア活動や市民活動の振興・支援 4 福祉教育の充実と工夫 5 住民の組織充実
身近な所で相談できる体制の確保（福祉サービス利用支援部門）	<ol style="list-style-type: none"> 1 成年後見センター事業 2 福祉資金貸付事業 3 心配ごと相談事業 4 高齢者支援センター（地域包括支援センター）事業 5 障害者相談支援事業
自分らしく豊かな生活が営めるまちづくり（在宅福祉サービス部門）	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険サービス事業 2 障害福祉サービス事業（移動支援事業） 3 福祉有償運送事業 4 配食サービス事業 5 車椅子貸出し・福祉用具リサイクル事業 6 高齢者介護予防事業
身近な福祉の拠点があるまちづくり（施設指定管理部門）	<ol style="list-style-type: none"> 1 田原福祉センター及び赤羽根福祉センターの指定管理

6 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、生活ささえあいネットの課題抽出、施策周知を兼ねた各地域での聞き取りのほか、生活ささえあいネットの運営委員会や、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、医療保健分野の各種会議での意見聴取を行いました。

また、庁内ワークショップの実施や、パブリックコメントを実施し多くの市民の意見の反映に努めました。



第 2 章

地域福祉を取り巻く現状

1 人口等の現状

(1) 人口・世帯の状況

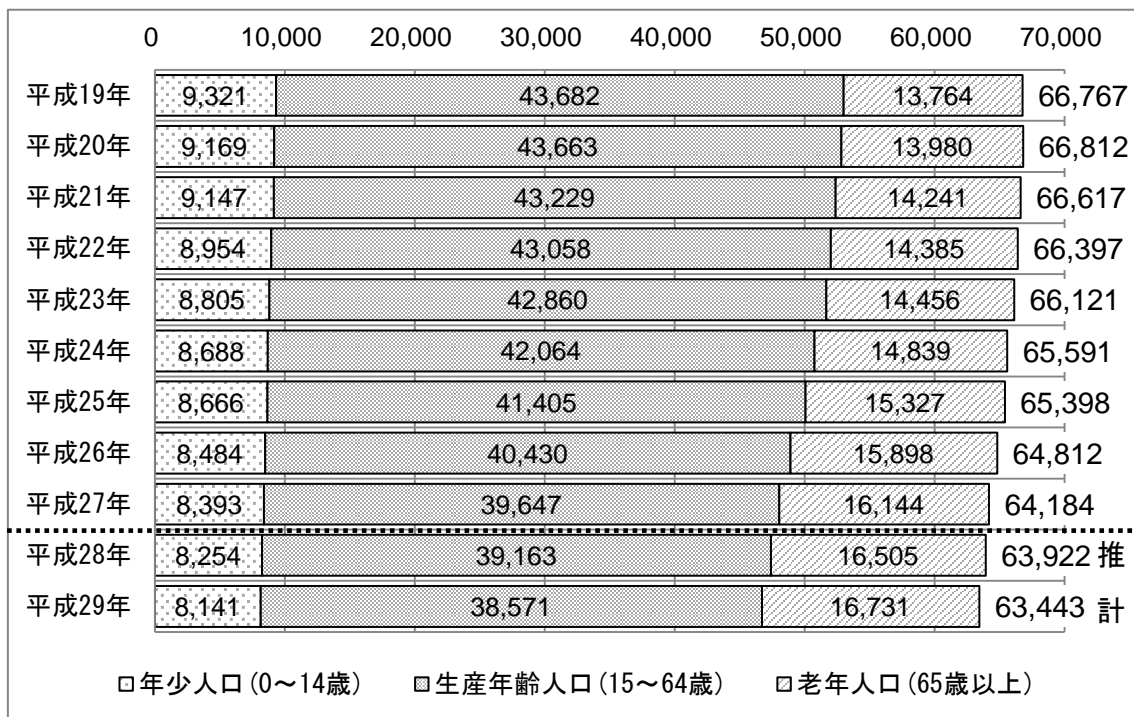
① 総人口の推移と将来推計

総人口の推移は、平成27年10月1日現在で64,184人となっており、平成19年以降は66,000人前後で推移していたものの、近年は、減少傾向にあります。

年齢3区分別では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は年々減少していますが、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成25年に15,000人を超え、平成27年では16,144人に達しています。

総人口の将来推計は、今後も減少していくと推測され、平成29年では63,443人となります。一方、老年人口（65歳以上）は増加していくと推測され、平成29年で16,731人となります。

図：年齢3区分別総人口



資料：市統計資料（各年9月30日）

※推計は田原市高齢者保健福祉計画

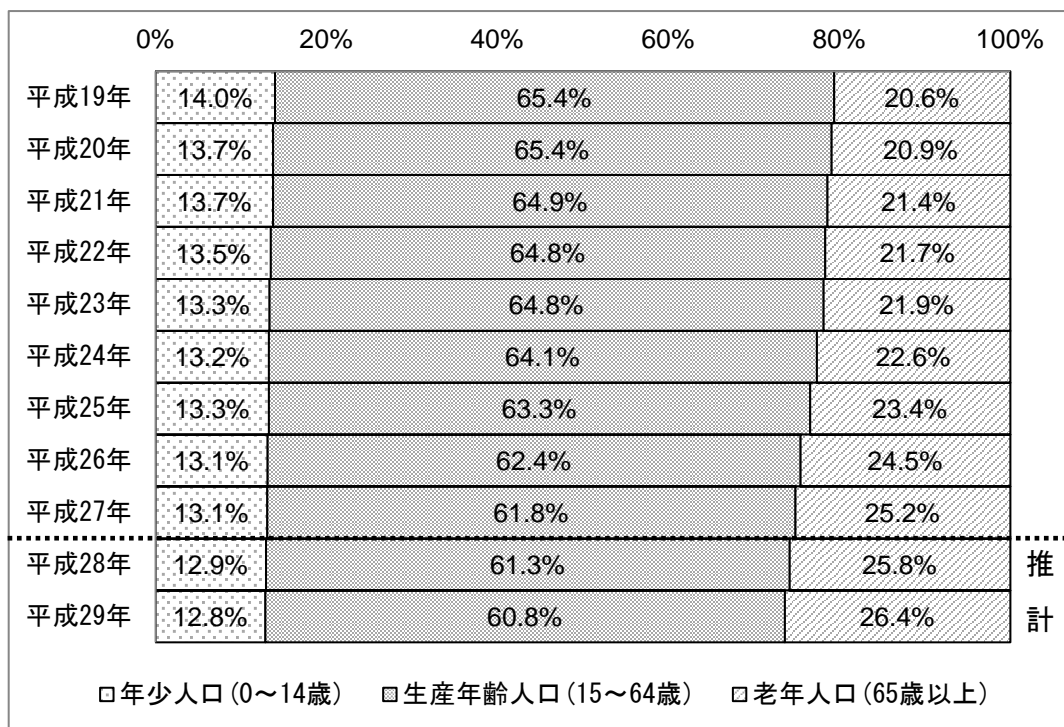
② 年齢3区分率の推移と推計

年齢3区分率の推移は、老年人口（65歳以上）が占める割合が上昇し、平成27年では25.2%と、4人に1人が65歳以上となっています。年少人口（0～14歳）が占める割合は減少し、平成23年では13.3%だったのに対し、平成27年では13.1%となっています。

平成25年の高齢化率をみると、全国と比べると低くなっているものの、愛知県と比べると、1.1ポイント高くなっています。

年齢3区分率の推計をみると、老年人口（65歳以上）が占める割合は増加すると予測され、平成29年では26.4%と、平成27年に比べ、1.2ポイント増加していきます。一方、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が占める割合は減少傾向にあり、特に生産年齢人口（15～64歳）の割合が平成29年では60.8%と平成27年に比べ1.5ポイント減少していきます。

図：年齢3区分率の推移



資料：市統計資料（各年9月30日）

表：平成25年の全国・愛知県・田原市の高齢化率

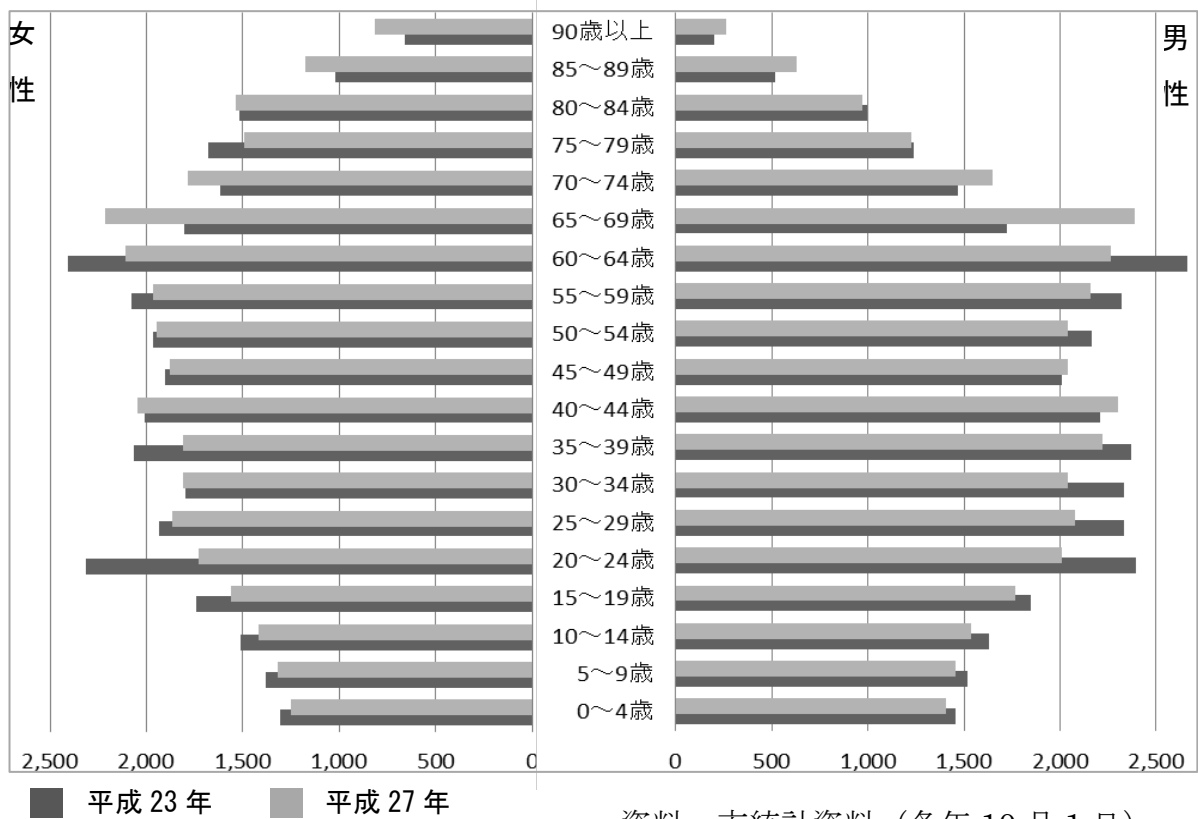
区分	全国	愛知県	田原市
高齢化率	25.1%	22.3%	23.4%

資料：全国・愛知県の数値は「第6期愛知県高齢者健康福祉計画」

③ 年齢階級別人口ピラミッド

平成27年10月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドでは、65～69歳の人口が最も多く、次いで60～64歳の人口が多くなっています。また、平成23年との比較では、65～69歳の人口が大きく増加している一方で、20～24歳の人口が減少し、逆ピラミッドのような形になっていくことが考えられます。

図：年齢階級別人口ピラミッド



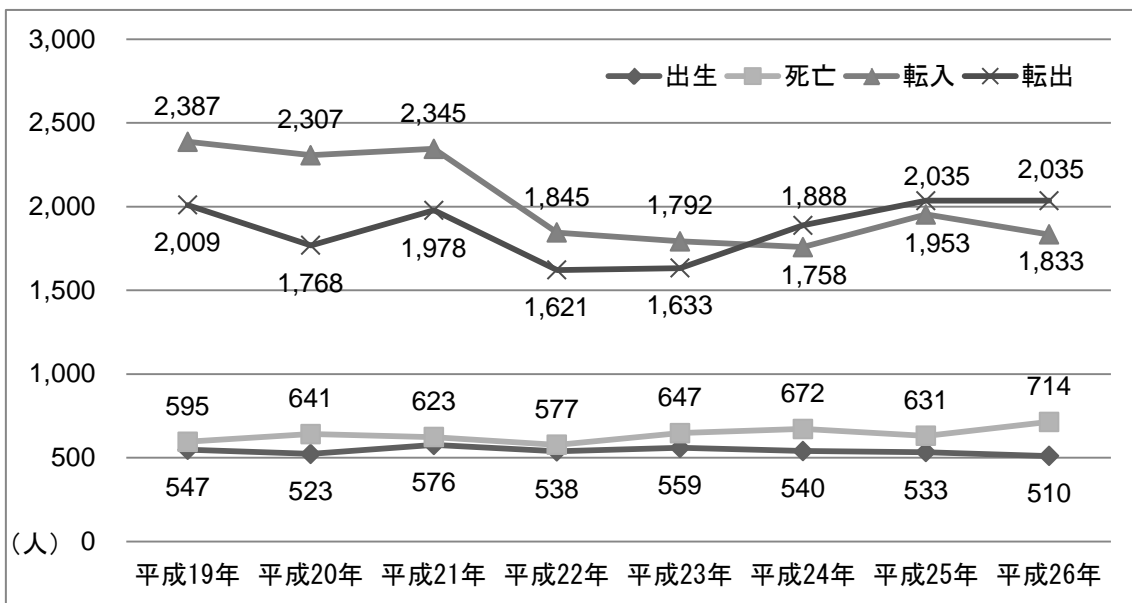
資料：市統計資料（各年10月1日）

④ 自然動態と社会動態

自然動態では、死亡数が出生数を上回っており、平成26年には出生が510人に対して死亡が714人となっています。

社会動態では、平成23年では、転入が転出を上回っていましたが、平成24年に逆転しました。平成26年では、転入が1,833人であるのに対し、転出が2,035人となっています。

図：自然動態と社会動態



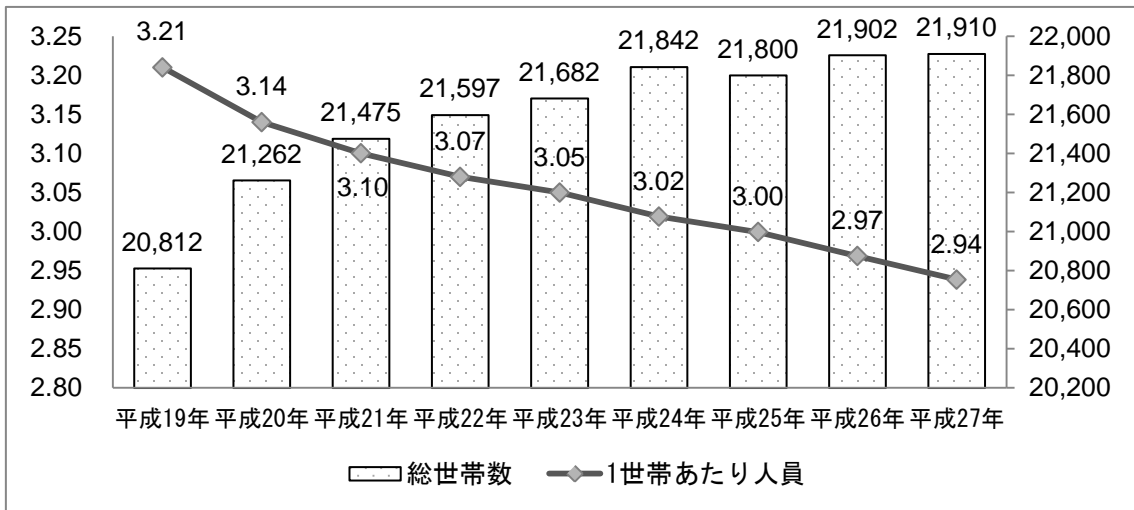
資料：庁内資料（各年3月31日現在）

⑤世帯数と1世帯あたり人員の推移

世帯数は増加傾向にあり、平成27年では21,910世帯となっています。

1世帯当たりの人員については、年々減少しており、平成26年に3人を割り、平成27年には2.94人となっています。核家族化が進んでいることが伺えます。

図：世帯の推移



資料：庁内資料（各年3月31日現在）

⑥ 世帯構成別世帯数の状況

世帯構成別の世帯数では、核家族世帯、非親族世帯の増加がみられ、特に核家族世帯は、平成22年には9,142世帯と、平成17年に比べ約566世帯の増加がみられ、一般世帯総数の4割以上を占めています。

表：世帯構成別世帯数

区分	平成17年	平成22年
一般世帯総数	21,506 100%	21,129 100%
単独世帯	6,742 31.3%	6,130 29.0%
核家族世帯	8,576 39.9%	9,142 43.3%
夫婦のみ世帯	2,488 11.6%	2,830 13.4%
夫婦と子からなる世帯	4,891 22.7%	4,964 23.5%
片親と子からなる世帯	1,197 5.60%	1,348 6.40%
その他の親族世帯	6,140 28.6%	5,678 26.9%
非親族世帯	48 0.2%	178 0.8%

資料：国勢調査（各年10月1日）

⑦ 小学校区別人口、世帯数と高齢化率及び1世帯あたり人員

小学校区別の高齢化率では、清田小学校区が最も高く、32.21%となっています。次いで、堀切小学校区が31.84%、中山小学校区が30.86%となっています。一方、高齢化率が低い小学校区は童浦小学校区で14.61%、次いで、衣笠小学校区が20.01%となっています。

1世帯あたり人員をみると、和地小学校区が最も多く、3.60人となっています。次いで、若戸小学校区が3.58人、南部小学校区が3.54人となっています。一方、1世帯あたり人員が少ない小学校区は衣笠小学校区で2.45人となっています。

表：小学校区別人口、世帯数と高齢化率及び1世帯あたり人員

校 区	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	65 歳 以 上 (人)	高 齢 化 率 (%)	1世帯あたり 人員(人)
東 部	4,027	1,262	930	23.09	3.19
童 浦	6,956	2,713	1,016	14.61	2.56
南 部	1,718	485	377	21.94	3.54
中 部	6,737	2,673	1,639	24.33	2.52
衣 笠	5,832	2,385	1,167	20.01	2.45
神 戸	6,642	2,419	1,406	21.17	2.75
大 草	1,290	374	336	26.05	3.45
野 田	3,277	936	887	27.07	3.50
六 連	1,746	581	523	29.95	3.01
高 松	1,572	463	455	28.94	3.40
赤 羽 根	2,437	785	638	26.18	3.10
若 戸	1,820	508	557	30.60	3.58
泉	3,771	1,236	1,068	28.32	3.05
清 田	2,307	742	743	32.21	3.11
福 江	4,250	1,417	1,200	28.24	3.00
中 山	4,698	1,408	1,450	30.86	3.34
亀 山	1,156	330	316	27.34	3.50
伊 良 湖	842	254	257	30.52	3.31
堀 切	2,013	580	641	31.84	3.47
和 地	1,291	359	386	29.90	3.60

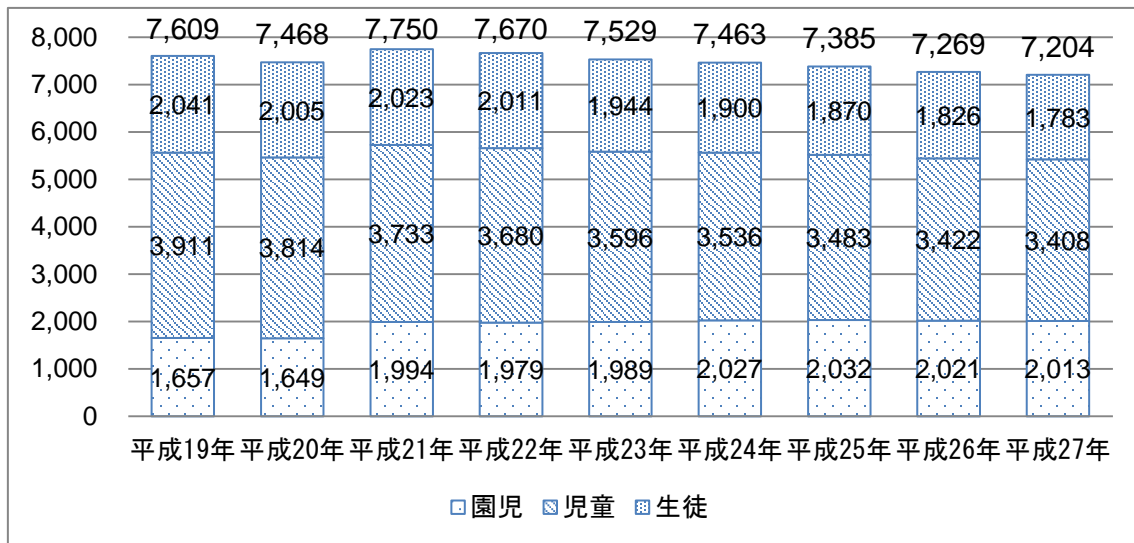
資料：庁内資料（平成27年3月31日現在）

(2) 子どもの状況

① 園児・児童・生徒数

園児・児童・生徒数は、年々減少しています。平成19年と平成27年を比較すると、405人減少しています。

図：園児・児童・生徒数



資料：庁内資料（各年11月1日）

(3) 高齢者の状況

① 高齢者世帯と高齢化率

高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯では、ともに増加傾向にあり、平成27年には高齢者世帯が1,575世帯(7.2%)、ひとり暮らし高齢者世帯が1,487世帯(6.8%)にまで増加しています。

表：高齢者世帯とひとり暮らし高齢者世帯

	高齢者世帯 (世帯総数比)	ひとり暮らし 高齢者世帯 (世帯総数比)
平成19年	954 4.6%	938 4.5%
平成20年	997 4.7%	1,002 4.7%
平成21年	1,046 4.9%	1,047 4.9%
平成22年	1,110 5.1%	1,103 5.1%
平成23年	1,153 5.3%	1,127 5.2%
平成24年	1,214 5.6%	1,214 5.6%
平成25年	1,314 6.0%	1,287 5.9%
平成26年	1,460 6.7%	1,367 6.2%
平成27年	1,575 7.2%	1,487 6.8%

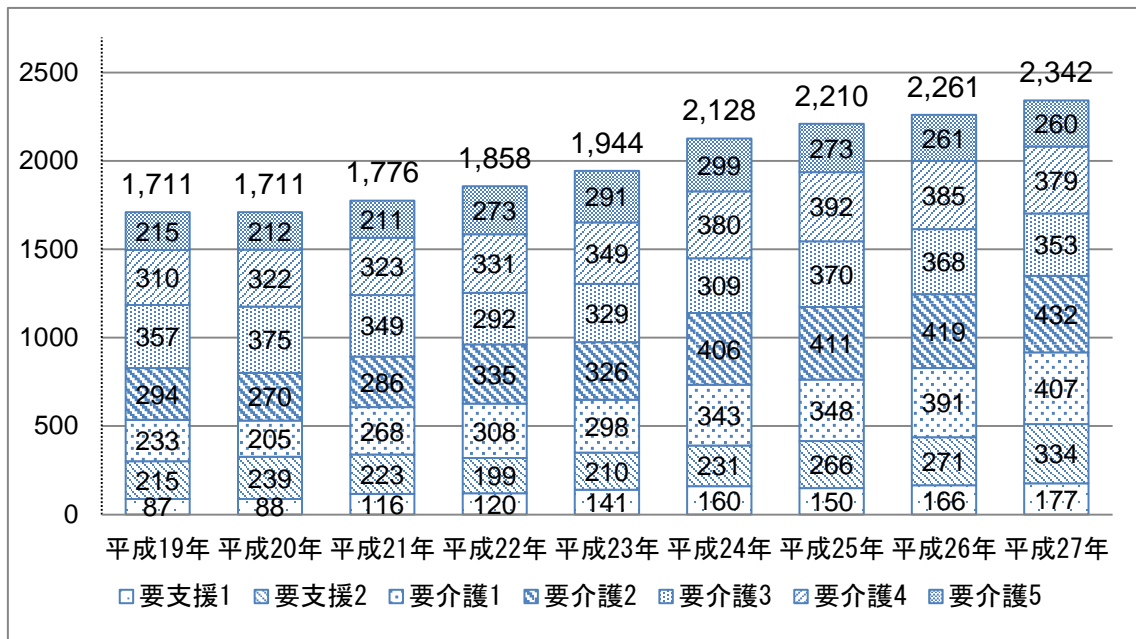
資料：庁内資料（各年4月1日）

②要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は年々増加しており、平成27年で2,342人となっており、平成23年に比べ398人増加しています。

高齢者人口に対する認定率をみると、平成23年では13.4%でしたが、平成27年では14.5%となっています。

図：要介護認定者数の推移



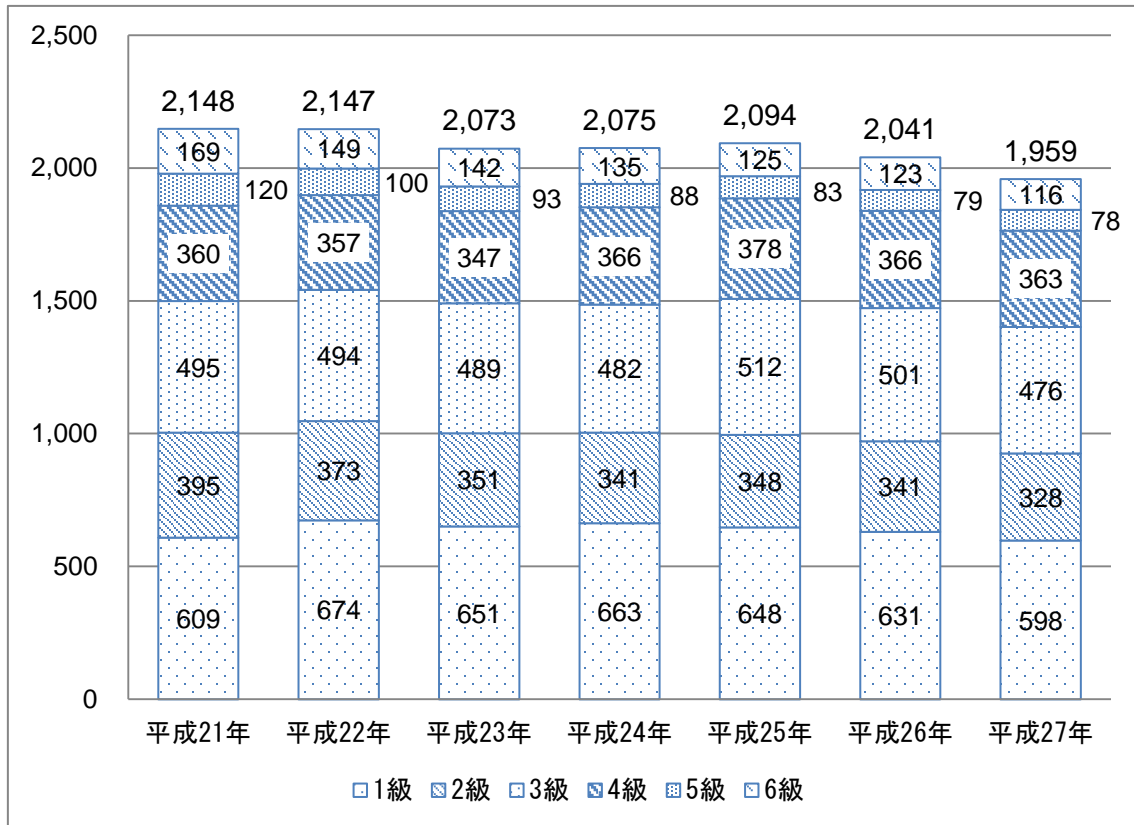
資料：庁内資料（各年9月30日）

(4) 障がい者の状況

① 等級別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、年々減少していますが、人口に対する手帳所持者の割合は、3.0～3.2%の間で推移しています。

図：等級別身体障害者手帳所持者数の推移

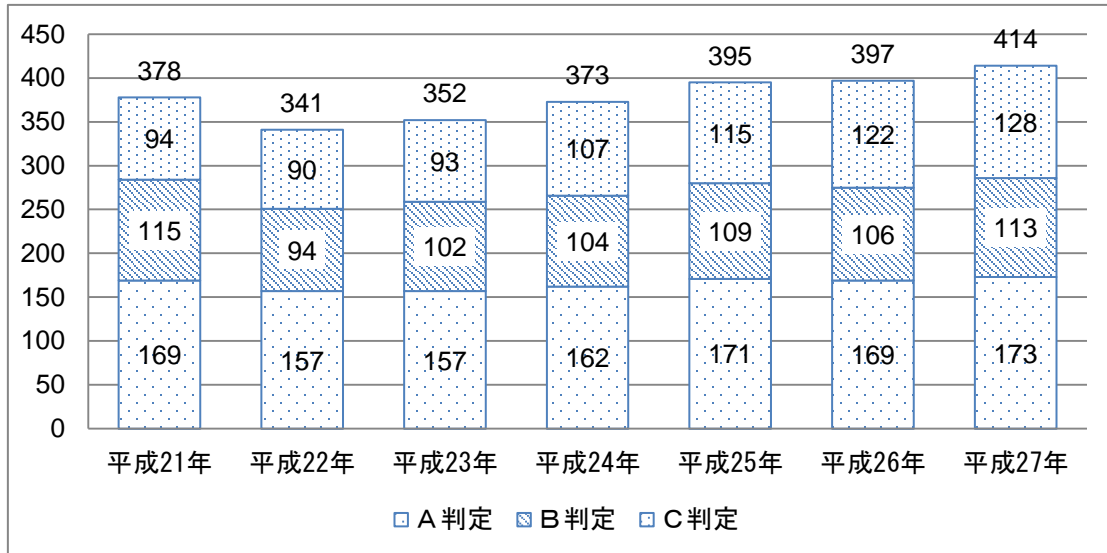


資料：庁内資料（各年3月31日）

②等級別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、少しずつ増加しています。特に18歳以上の所持者は、平成19年以降増加し続けています。

図：等級別療育手帳所持者数の推移

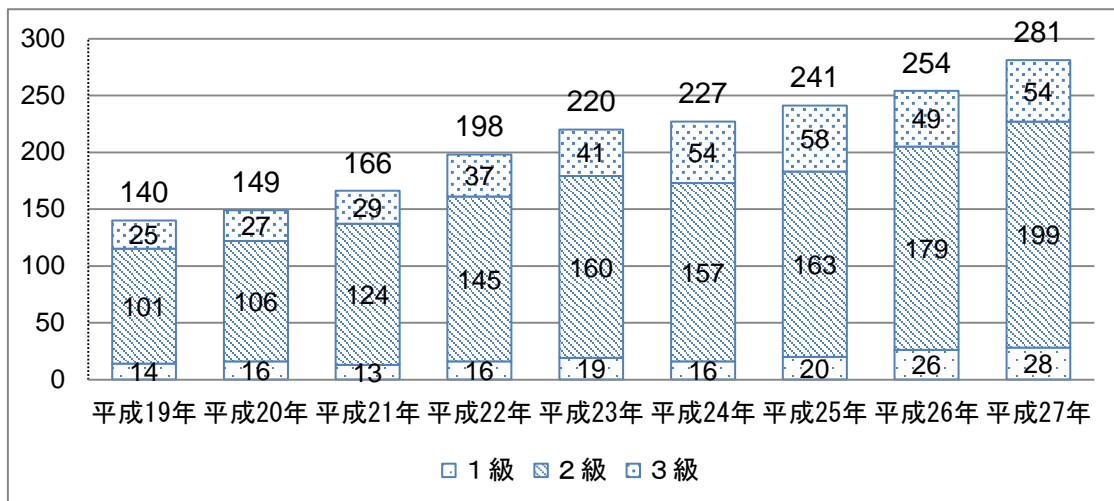


資料：庁内資料（毎年3月31日）

③等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しています。

図：等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

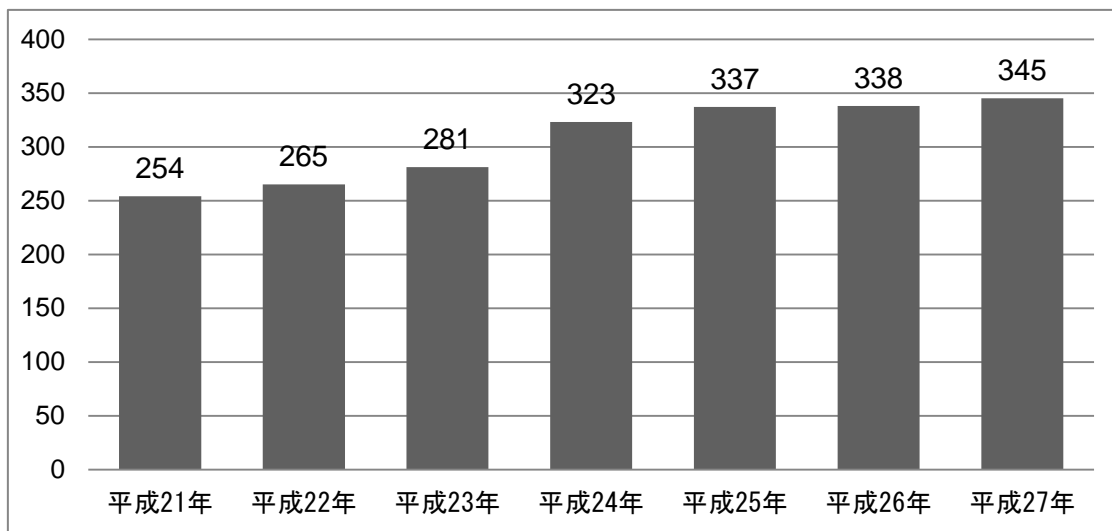


資料：庁内資料（毎年3月31日）

④障害福祉サービス支給決定者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定者は、年々増加し、近年は緩やかに増加しています。

図：障害福祉サービスの支給決定者数



資料：庁内資料（毎年3月31日）

2 地域福祉に関する現状

(1) 関係団体の状況

①老人クラブ

老人クラブについては、クラブの統合や廃止などにより、クラブ数は減少し、会員数も減少しています。

表：老人クラブ数と会員数

	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
クラブ数	159	158	153	147	146	145	145	138	129
会員数 (人)	15,137	15,329	15,352	14,777	14,871	14,874	14,812	14,194	13,680

資料：庁内資料（各年4月1日時点）

②ボランティア団体

ボランティア登録団体は、年々増加傾向にあり、特に高齢者関係団体は平成19年の7団体に対し、平成27年度では約2倍の13団体となっています。登録者数をみても、年々増加しています。

表：ボランティア登録団体数・者数の推移

区分	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
高齢者 関係団体	7	9	10	9	9	10	11	11	13
障がい者 関係団体	10	14	14	13	12	9	9	10	10
児童 関係団体	9	12	10	11	12	11	13	13	13
その他の 団体	37	36	38	41	41	41	42	47	50
合計	63	71	72	74	74	71	75	81	86
登録者数 (人)	2,671	3,659	3,822	3,399	3,746	3,756	3,752	3,804	4,085

資料：庁内資料

(2) 地域福祉活動の状況

①生活ささえあいネットの状況

平成26年10月に制度を開始し、校区、自治会、各種団体会合等を通じて説明を行い、登録者は徐々に増加しています。

表：生活ささえあいネット実績の推移

	平成26年度	平成27年度 (上半期)	累積
支援依頼者(人)	39	24	63
サポーター(人)	59	20	79
協力店舗(店)	28	1	29
支援実績(件)	25	13	38
地域通貨販売(冊)	29	27	56

(注：地域通貨販売の平成26年度には、お試し券24冊含む。支援実績の平成27年度(上半期)には新規支援のみで、継続支援は含めない。)

資料：庁内資料

②シルバーサロンの実施状況

シルバーサロンの開催数及び参加者数は年々増加傾向にあり、市民自主グループによるサロンは、平成23年の105回開催、1,102人参加に対し、平成26年では開催数で約2倍の229回、参加者数で約4倍の4,325人となっています。

表：シルバーサロン等の実施状況の推移

運営主体等		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
社会福祉協議会	延開催数	489	463	507	499
	延参加者数	3,969	3,781	4,179	4,158
市民自主グループ	延開催数	105	218	241	229
	延参加者数	1,102	2,746	2,994	4,325

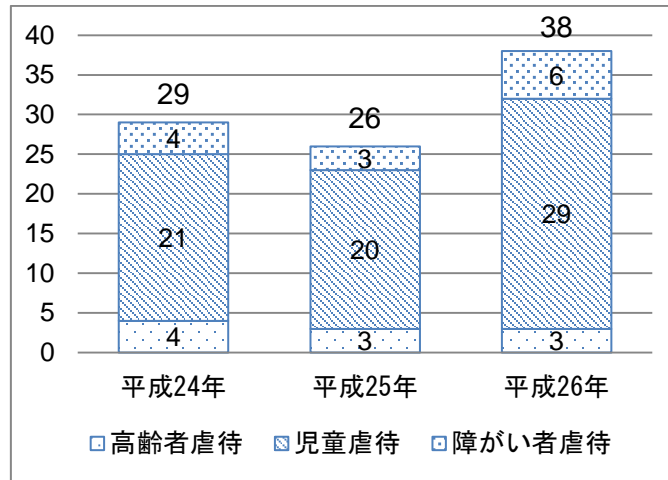
(注：市民自主グループの実績数値は、助成金交付団体のみ。)

(3) 虐待の状況

① 高齢者・児童・障がい者虐待の相談件数

高齢者、児童、障がい者への虐待についての通報相談件数は、毎年30件前後で推移し、児童虐待の通報相談件数が、多くの割合を占めています。

図：高齢者・児童・障がい者虐待の通報相談件数

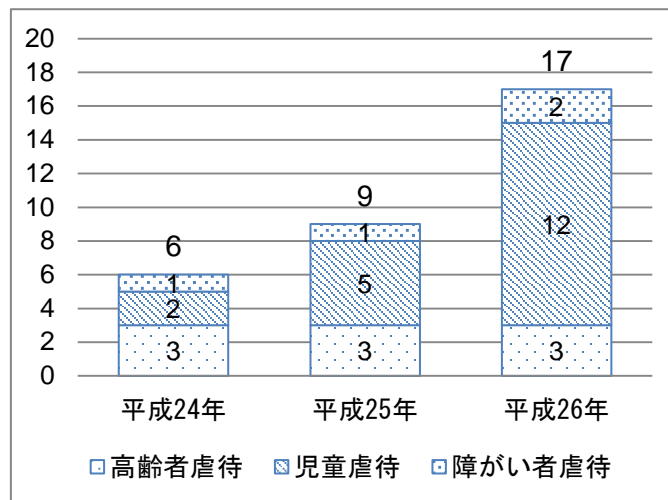


資料：庁内資料

② 高齢者・児童・障がい者虐待の認定件数

相談や通報の受理後、虐待の事実があると判断され、支援を必要とした件数は年々増加しています。

図：高齢者・児童・障がい者虐待の認定件数

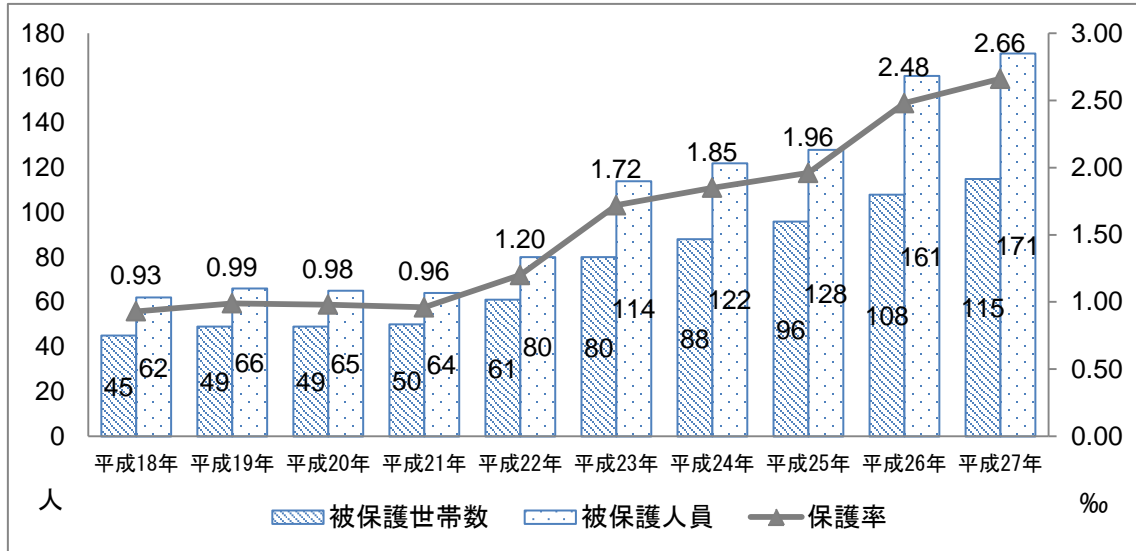


資料：庁内資料

(4) 生活困窮者の状況

①生活保護受給者数

生活保護受給者数は、世帯数、被保護人員ともに平成22年以降、増加し続けています。人口に対する被保護人員の割合を表す保護率も年々上昇し、平成27年には、2.66‰（1,000人に2.66人）となっています。

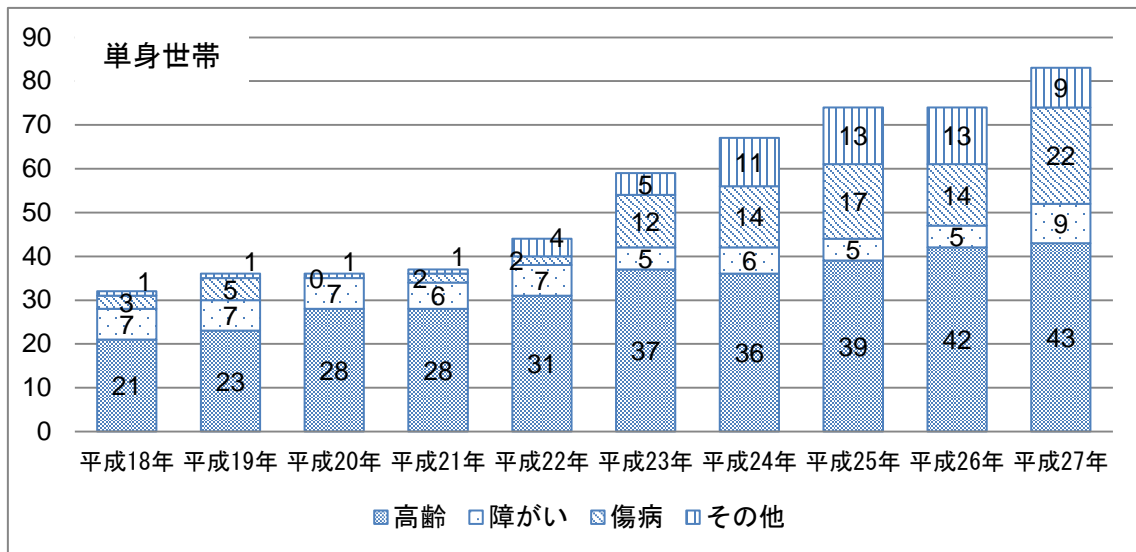


資料：庁内資料（毎年4月1日）

②保護の世帯類型

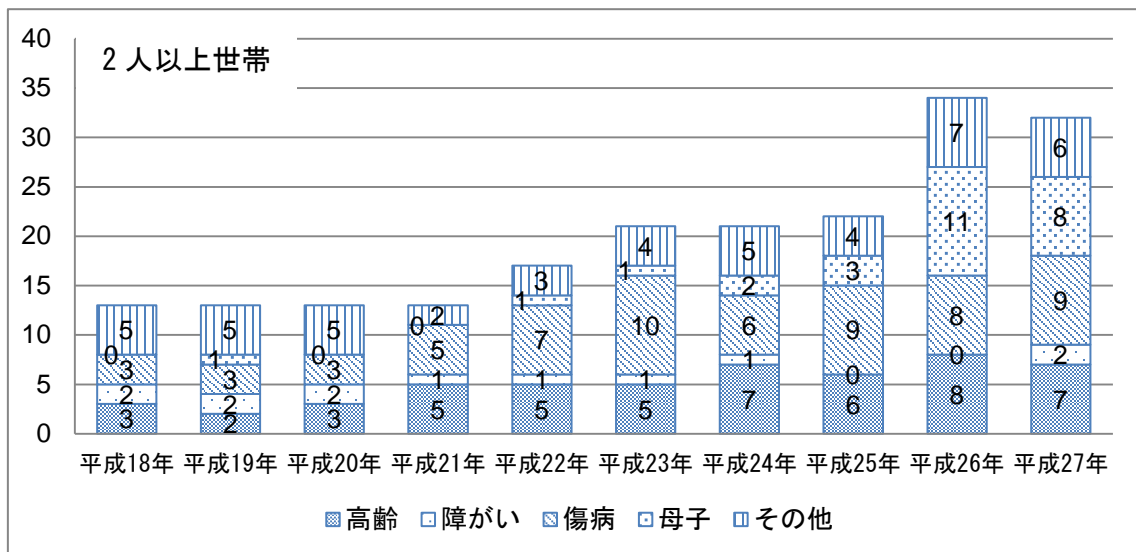
生活保護受給世帯類型は、単身世帯、2人以上世帯ともに、平成23年以降、高齢、障がい、傷病のどこにも属さないその他の世帯が増加しています。2人以上世帯については、近年、母子世帯が増加しています。

図：保護の世帯類型（単身世帯）



資料：庁内資料（各年4月1日時点）

図：保護の世帯類型（2人以上世帯）



資料：庁内資料（毎年4月1日）

3 犯罪及び交通事故の状況

(1) 犯罪の発生の状況

① 刑法犯罪発生の状況

近年の市内での刑法犯罪の発生状況をみると、窃盗犯が増加しています。

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
平成 25 年	1	11	211	8	4	67
平成 26 年	1	14	241	12	2	65

資料：田原市警察統計データ

凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦	粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
窃盗犯…侵入盗、乗物盗、非侵入盗	知能犯…詐欺、横領、偽造等
風俗犯…賭博、強制わいせつ等	その他…住居侵入、略取誘拐、器物破損等

② 重点罪種のうち窃盗犯発生の状況

重点犯罪のうち、窃盗犯罪の発生状況をみると、自動車盗、オートバイ盗などの乗物盗や、自販機ねらいなどが増加しています。

	侵入盗	乗物盗			非侵入盗		
		自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	自販機ねらい	部品ねらい
平成 25 年	36	4	3	38	23	1	6
平成 26 年	44	14	11	38	28	7	7

資料：田原市警察統計データ

(2) 交通事故の発生状況

① 交通事故死傷者数及び物損事故発生件数

近年の交通事故による死亡者や負傷者数は、年々増加傾向にあり、平成26年度には350人に達しています。また、物損事故は毎年1,500件前後発生しています。

	死亡者数	重傷者	軽傷者	合計(人)	物損事故数(件)
平成21年	6	12	296	314	1,474
平成22年	2	11	308	321	1,509
平成23年	4	8	281	293	1,481
平成24年	4	12	310	326	1,493
平成25年	3	7	333	343	1,553
平成26年	5	4	341	350	1,487

資料：田原市警察統計データ

4 市民意識調査から見た状況

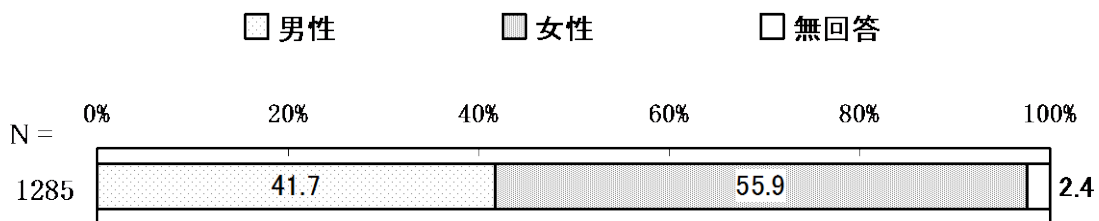
(1) 市民意識調査の概要

市民意識調査は、総合計画で定めた「みんなが幸福を実現できるまち」の理念のもと、将来都市像「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の実現を目指し、市民意識の市政への反映と、総合計画の着実な推進を図ることを目的に平成25年7月に実施したもので、地域福祉に関するものを抜粋して記載しています。

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

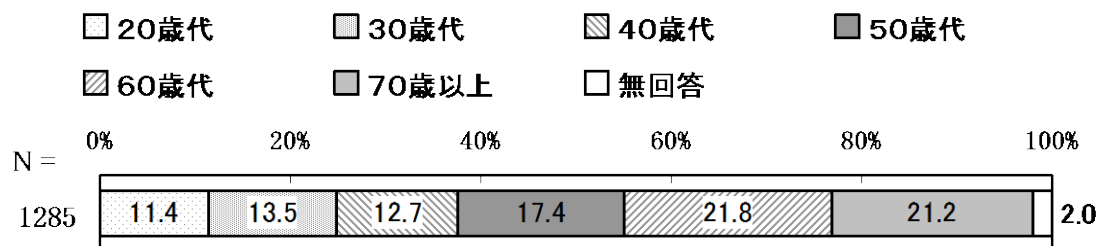
① 性別

調査回答者の内訳は、「男性」の割合が41.7%、「女性」の割合が55.9%となっています。



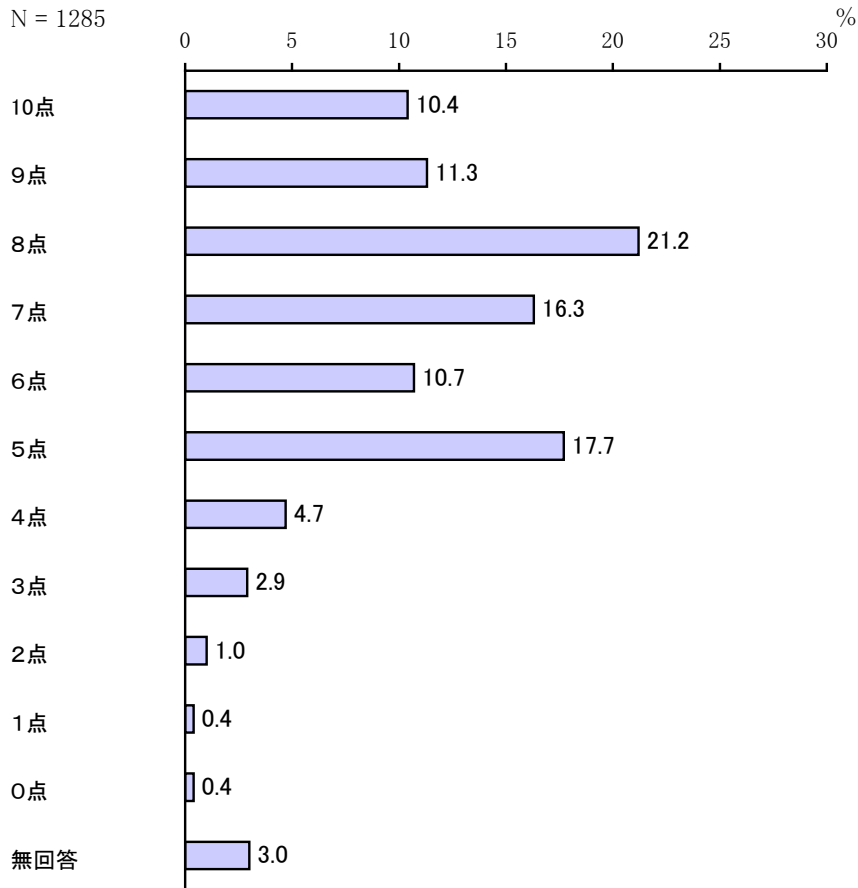
② 年齢

「60歳代」の割合が21.8%と最も高く、次いで「70歳以上」の割合が21.2%、「50歳代」の割合が17.4%となっています。

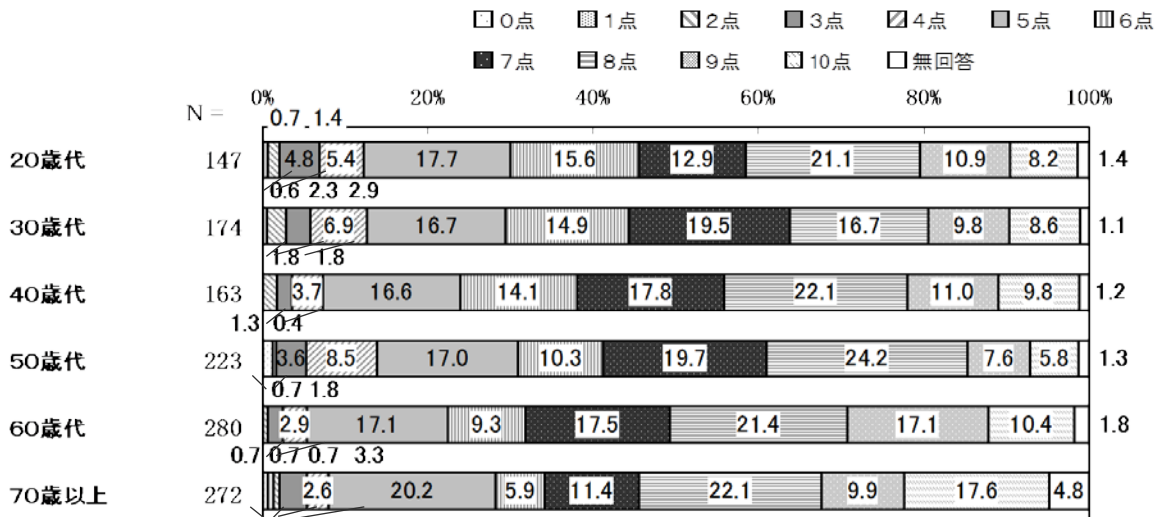


(2) 幸福感について

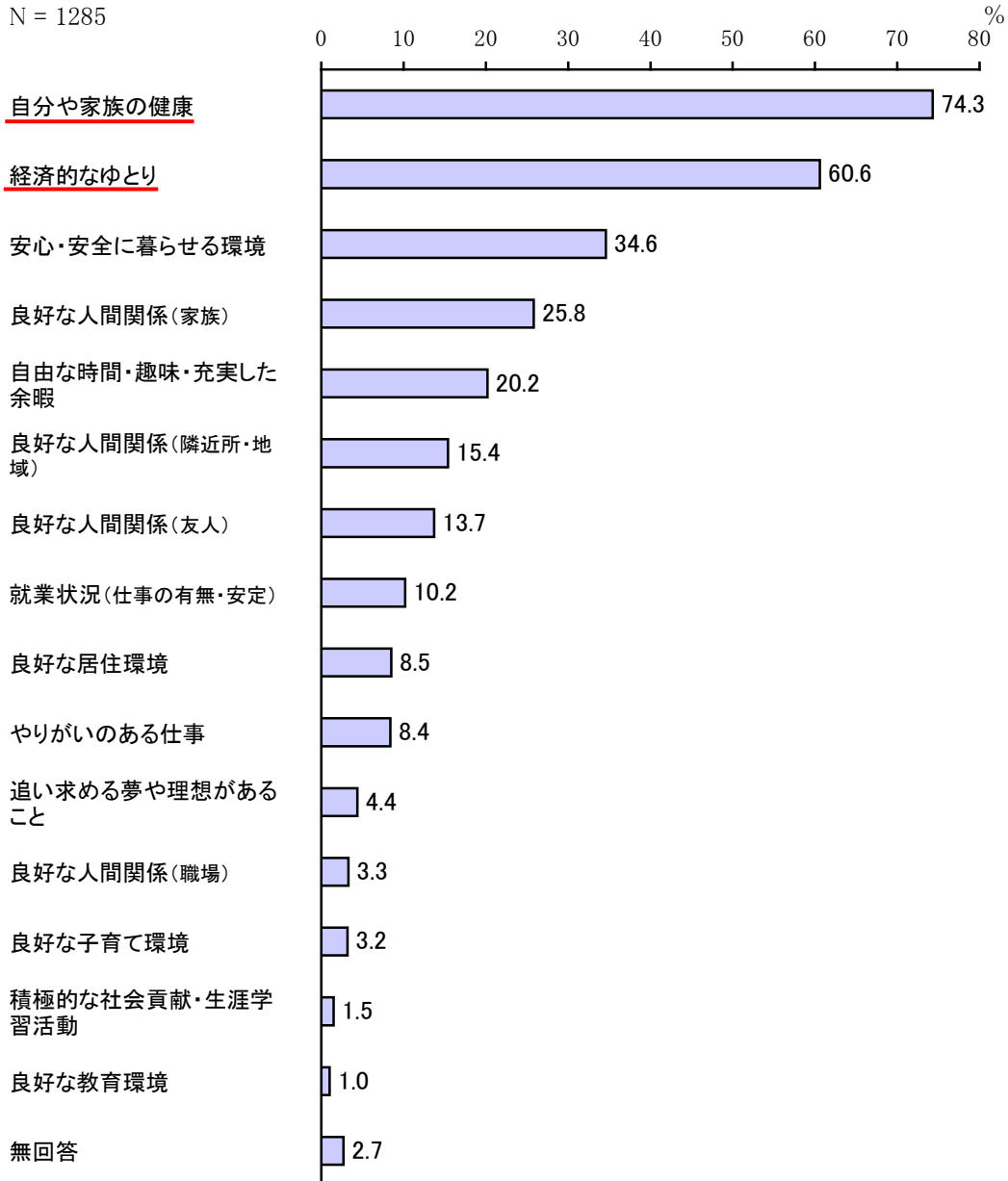
「現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。」という問いに対し、平均点は6.93点であり、8点以上が約4割となっています。



年齢が高くなるにつれて、8点以上の割合が高くなっています。



「あなたが「幸せ」でいるために、重要だと思う事項は何ですか。(あてはまるもの3つに○)」という問いに対し、「自分や家族の健康」の割合が74.3%と最も高く、次いで「経済的なゆとり」の割合が60.6%となっており、この2項目で回答数全体の5割弱を占めています。



年齢別にみると、他の年齢に比べ、20歳代で「良好な人間関係（友人）」の割合が高くなっています。一方で年代が高くなるにつれて「良好な人間関係（隣近所・地域）」の割合が高くなっており、特に70歳以上で3割以上となっています。また、30歳代は他の年代に比べ、「良好な子育て環境」の割合が高くなっています。

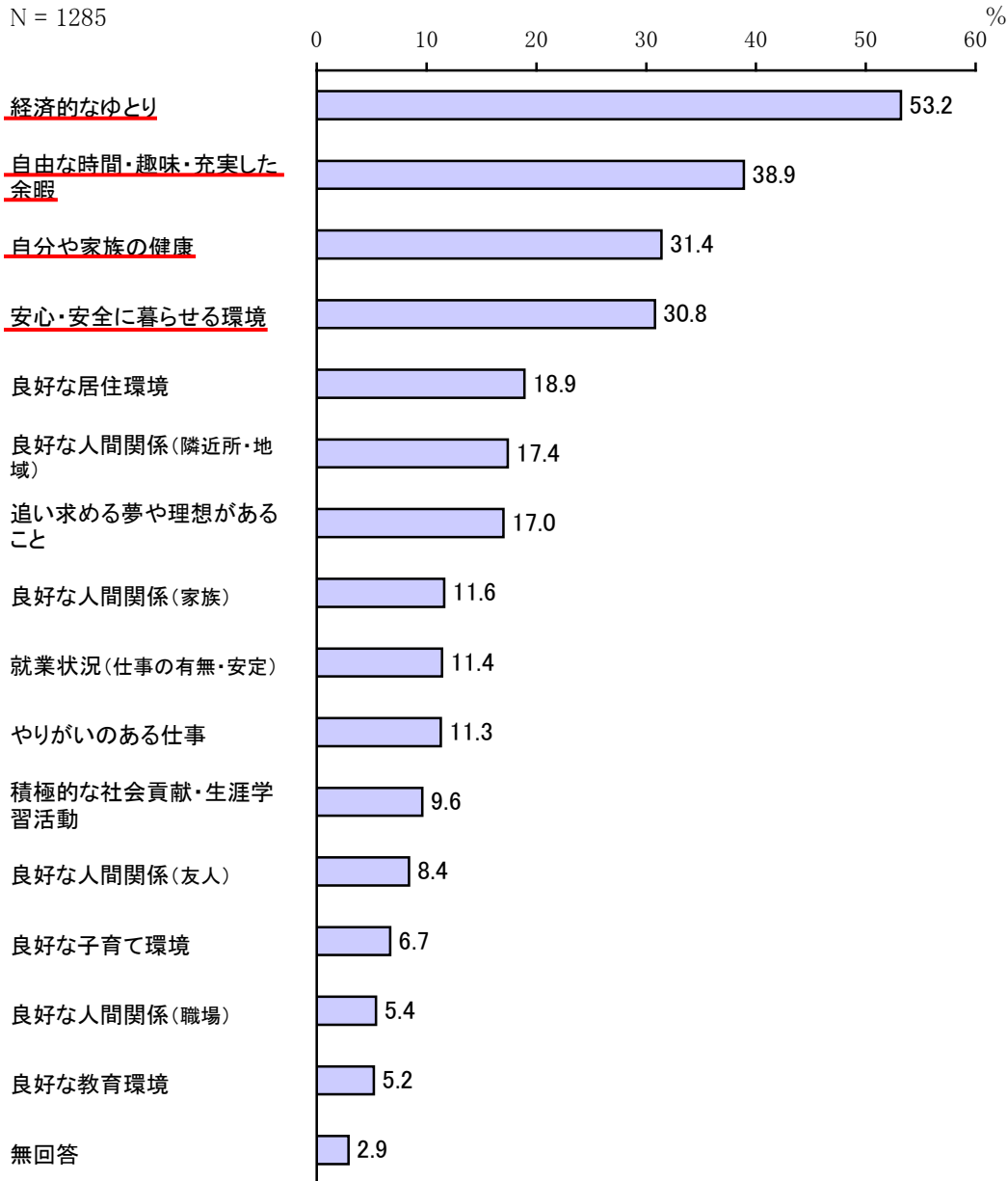
区分	経済的なゆとり	就業状況（仕事の有無・安定）	自分や家族の健康	自由な時間・趣味・充実した余暇	やりがいのある仕事	積極的な社会貢献・生涯学習活動	良好な人間関係（家族）	良好な人間関係（友人）	良好な人間関係（職場）	良好な人間関係（隣近所・地域）	良好な子育て環境	良好な教育環境	良好な居住環境	安心・安全に暮らせる環境	追い求める夢や理想があること	無回答
20歳代	59.2	12.9	58.5	38.1	9.5	0.7	18.4	32.7	12.9	4.8	6.8	2.7	7.5	17.7	8.2	2.7
30歳代	64.9	13.2	71.3	17.2	10.9	0.6	31.0	14.9	1.7	5.7	11.5	0.6	9.2	30.5	5.2	1.7
40歳代	63.8	16.0	78.5	18.4	11.0	1.2	30.7	15.3	4.9	9.8	3.1	1.2	6.1	34.4	1.2	0
50歳代	71.3	14.3	82.1	15.7	8.1	2.2	24.2	7.2	3.1	9.9	0.4	1.3	7.2	40.8	5.8	0.9
60歳代	63.9	7.9	78.2	21.1	6.1	1.1	23.9	10.0	1.4	19.6	0.7	0.7	8.6	43.2	4.3	2.1
70歳以上	47.1	2.9	74.6	17.3	7.0	2.6	28.3	11.4	0.4	31.6	1.1	0.4	11.8	34.2	2.6	2.9

(単位は%)

改訂版第1次田原市総合計画と市民意識調査報告書

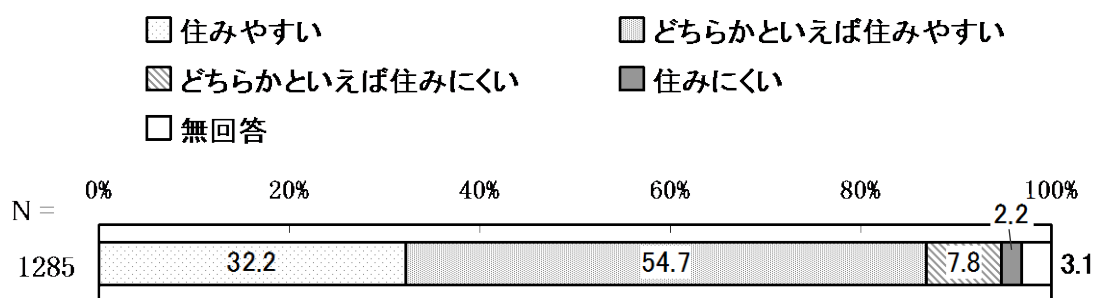


「あなたの幸福感をさらに高めるために、今足りていない（さらに高めたい）と思う事項は何ですか。（あてはまるもの3つに○）」という問いに対し、「経済的なゆとり」の割合が53.2%と最も高く、次いで「自由な時間・趣味・充実した余暇」の割合が38.9%、「自分や家族の健康」の割合が31.4%、「安心・安全に暮らせる環境」の割合が30.8%となっており、この4項目が回答数全体の5割強を占めています。



(3) 住みよさについて

「田原市は住みよいまちだと思いますか。(あてはまるもの1つに○)」という問いに対し、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」をあわせた“住みやすい”と思う人の割合が86.9%、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」をあわせた“住みにくい”と思う人の割合が10.0%となっており、“住みやすい”と思う人の割合が“住みにくい”と思う人の割合を大きく上回っています。



年齢が高くなるにつれ「住みやすい」の割合が高くなっており、70歳以上で約5割となっています。

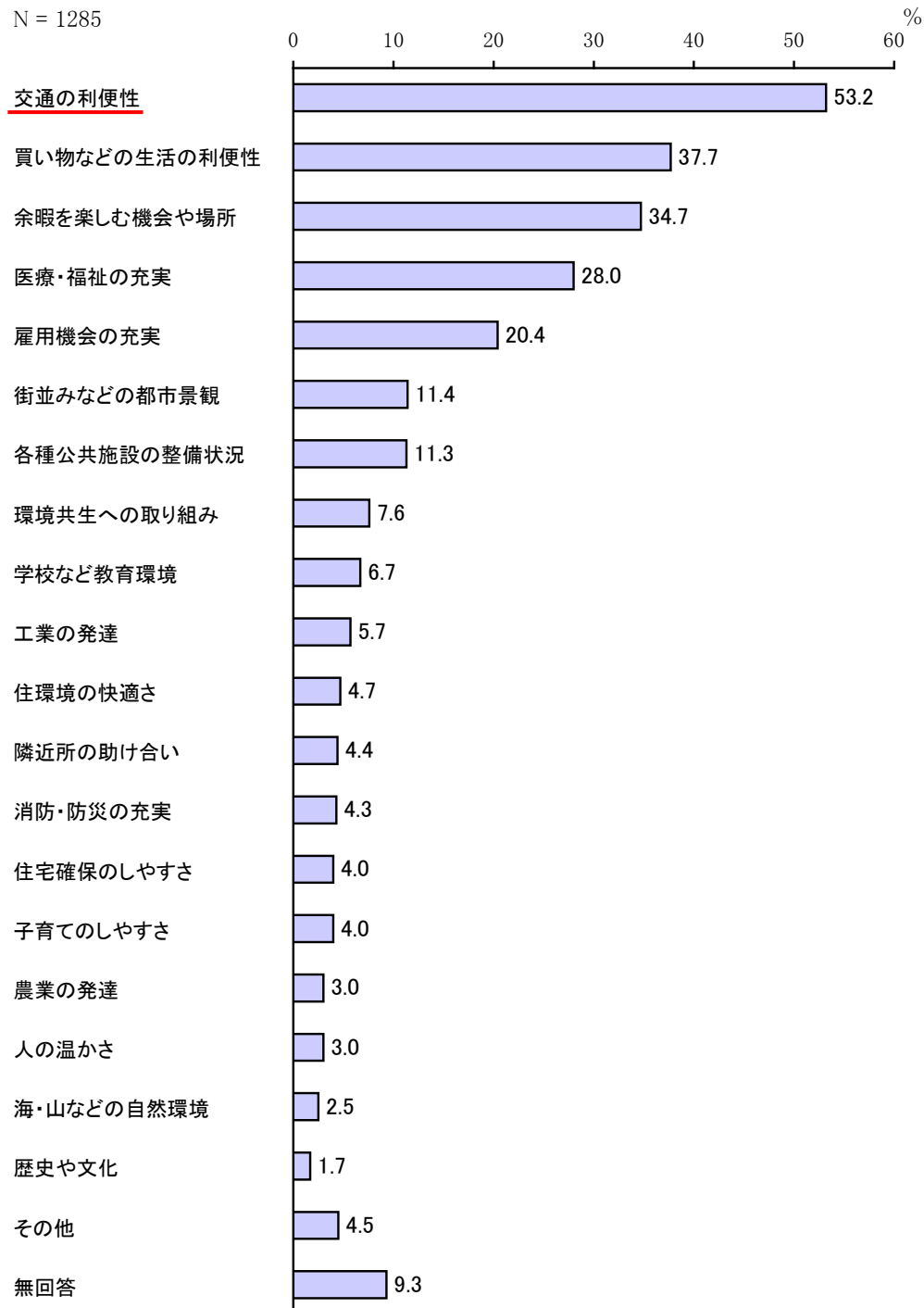


「田原市が優れていると感じることは何ですか。(あてはまるもの3つに○)」という問いに対し、「海・山などの自然環境」の割合が72.5%と最も高く、次いで「農業の発達」の割合が49.5%、「人の温かさ」の割合が24.7%となっており、上位3項目が回答数全体の過半数となっています。



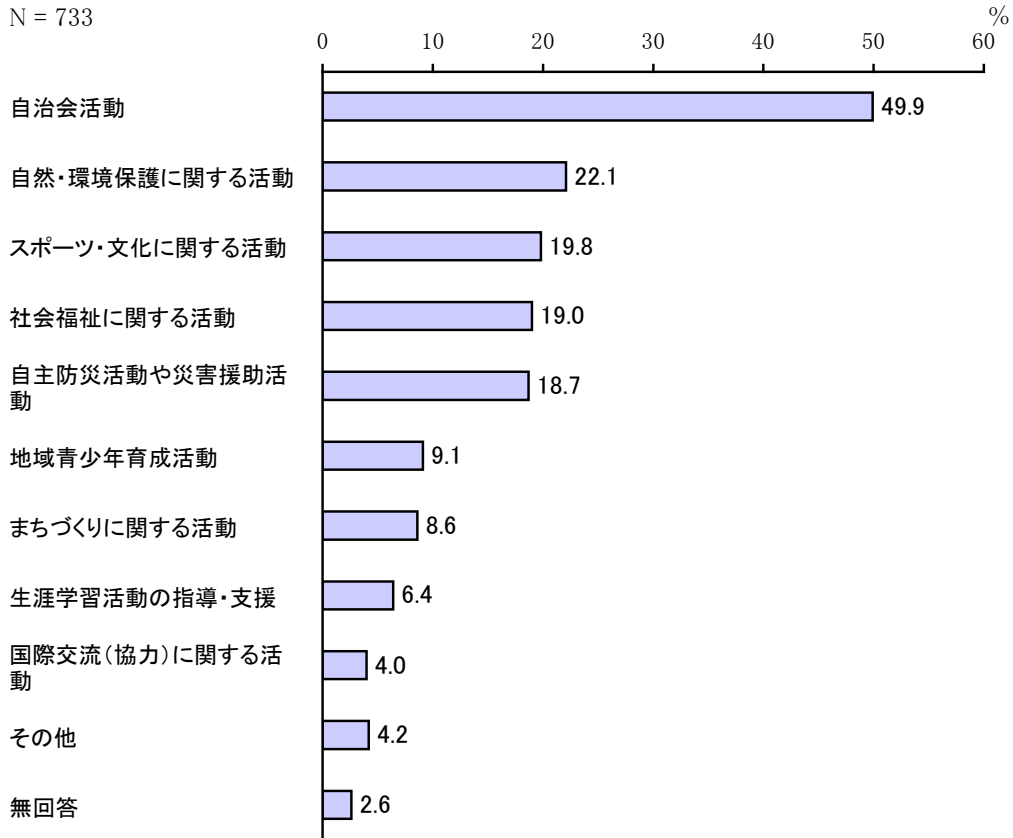
「田原市に欠けていると感じることは何ですか。(あてはまるもの3つに○)」という問いに対し、割合が53.2%と最も高く、次いで「買い物などの生活の利便性」の割合が37.7%、「余暇を楽しむ機会や場所」の割合が34.7%となっており、生活の利便性に欠けていると評価する人の割合が高くなっています。

N = 1285



(4) 市民活動への参画について

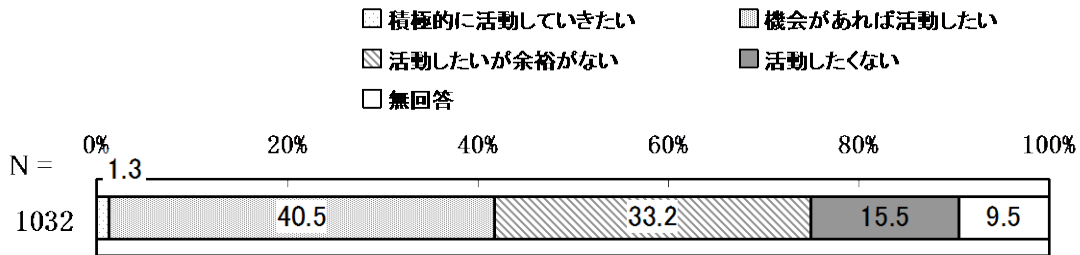
「市民活動への参画について「現在活動している」、「過去に活動の経験がある」と答えた方のうち、どのような活動を行っています（いました）か。（あてはまるもの全てに○）」という問いに対し、「自治会活動」の割合が49.9%と突出して高くなっています。



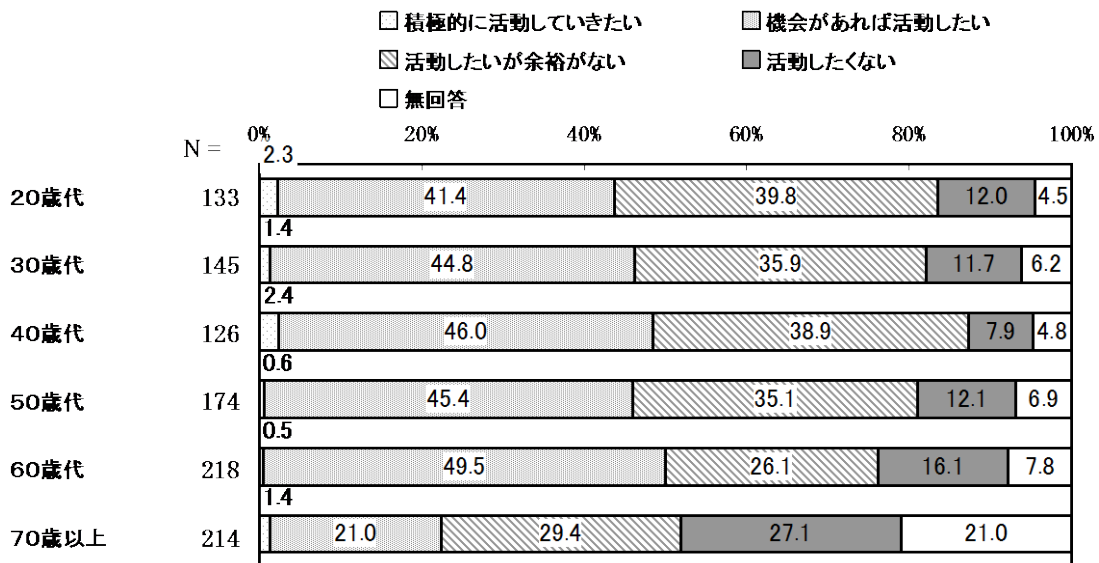
性別にみると、女性に比べ男性で「自治会活動」「スポーツ・文化に関する活動」「自主防災活動や災害援助活動」の割合が高くなっています。一方、女性で「社会福祉に関する活動」の割合が高くなっています。

区分	全体	自治会活動	自然・環境保護に関する活動	生涯学習活動の指導・支援	社会福祉に関する活動	国際交流(協力)に関する活動	地域青少年育成活動	スポーツ・文化に関する活動	まちづくりに関する活動	自主防災活動や災害援助活動	その他	無回答
男性	371 100.0	222 59.8	80 21.6	26 7.0	49 13.2	15 4.0	42 11.3	83 22.4	39 10.5	87 23.5	13 3.5	6 1.6
女性	352 100.0	139 39.5	78 22.2	21 6.0	89 25.3	14 4.0	25 7.1	60 17.0	24 6.8	48 13.6	18 5.1	12 3.4

市民活動について「現在は活動していないが過去に活動の経験がある」、「全く経験がない」と答えた方にお聞きします。今後、活動を行ないたいと思いますか。という問いに対し、「機会があれば活動したい」の割合が40.5%と最も高く、次いで「活動したいが余裕がない」の割合が33.2%、「活動したくない」の割合が15.5%となっています。

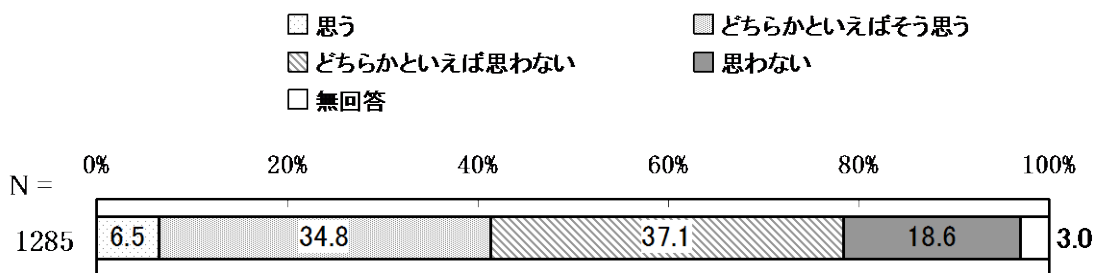


年齢別にみると、20歳代～60歳代では、“活動したい”人の割合が4割から5割となっていますが、70歳以上で「活動したくない」の割合が高く、約3割となっています。

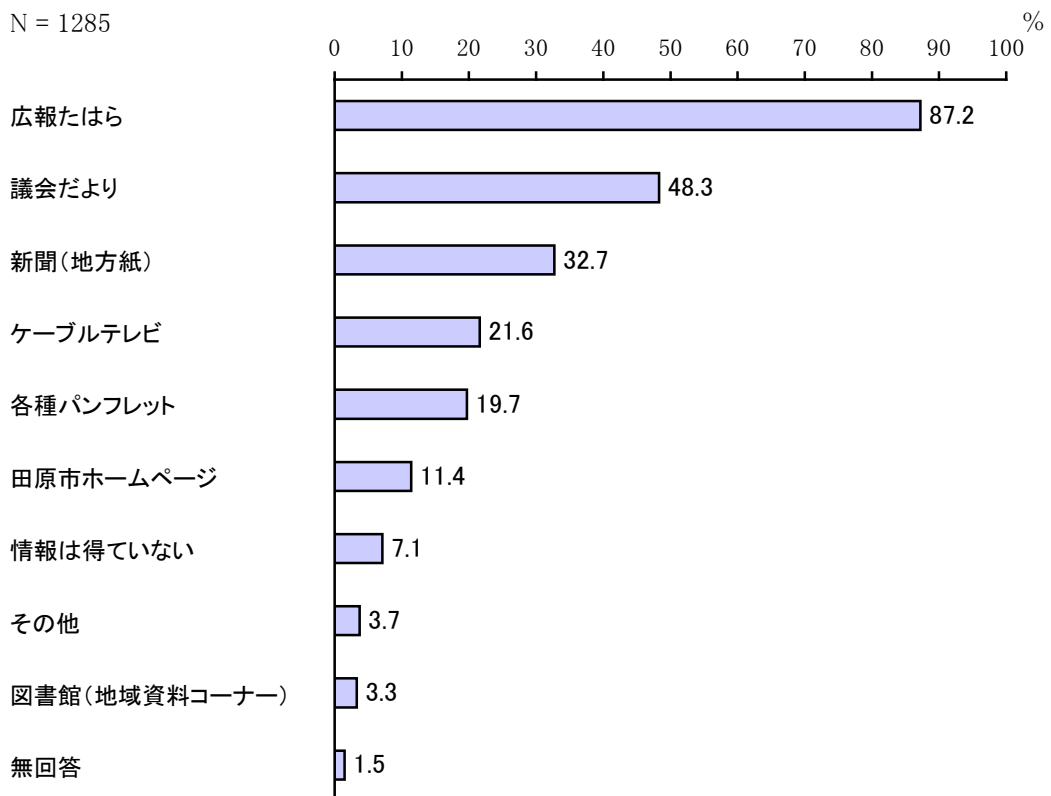


(5) 田原市からの情報提供について

「あなたは、市政に関する情報を十分得ていると思いますか。」という問いに対し、「思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“市政に関する情報を十分得ていると思う”人の割合が41.3%、「どちらかといえば思わない」と「思わない」をあわせた“市政に関する情報を得ていないと思う”人の割合が55.7%となっており、“市政に関する情報を得ていないと思う”人の割合が“市政に関する情報を十分得ていると思う”人の割合を上回っています。



「あなたは、市政に関する情報を主に何から得ていますか。(あてはまるもの3つに○)」という問いに対し、「広報たはら」の割合が87.2%と最も高く、次いで「議会だより」の割合が48.3%、「新聞(地方紙)」の割合が32.7%となっています。



5 地区役員等との話し合いから見た状況

(1) 地域での住民ニーズの把握について

生活ささえあいネットの周知とその後の意見交換の中で、各地域のニーズ把握の方法や課題などについて、地区役員等のみなさんから幅広くご意見をいただきました。

いただいたご意見（抜粋）

- ひとり暮らし高齢者の人や高齢者世帯の人が地域で暮らしていることは把握しているが、何をして欲しいかが分からない。
- 近所にケアマネジャーや高齢者支援センター、障がい者相談支援事業所等の専門職が関わって、ヘルパー等のサービスを利用している人がいることも知っている。
- 近隣住民としてできることはあると思うが、情報も無く、どうしていいかわからない。

地域の中に不便さを抱えながら生活している人がおり、専門職も関われることは知っているものの、近隣住民として具体的にどのように関われるかが分からないといった声があります。

専門職が関わる際に、ニーズを整理し、本人の同意のもと、近隣の人たちにも協力してもらえらるような取り組みが必要となっています。

生活ささえあいネットの説明会の様子①



(2) 生活ささえあいネットの認知度や今後の活用について

生活ささえあいネットの認知度や今後の活用についても、ご意見やご質問をいただきました。

生活ささえあいネットの認知度等

- 老人クラブ等での生活ささえあいネットの認知度は約 25%でした。
- 生活する上で困りごとを抱えていると自覚し、周囲の人に相談できる状況にある人は約 10%でした。

生活ささえあいネットの活用や疑問について

- サポーターとして活動しているが、他のサポーターと調整したり、地域の中で独自のルールを考えて関わっている。
- どこが協力店舗なのかがもっとわかりやすいと良い。
- 「菜」を自身で購入しに行けない人は、どうすればよいのか。
- 概ね 30 分の支援とのことだが、ゴミ出しなど、短時間で終わってしまうものはどうなるのか。

生活ささえあいネットの認知度は充分ではありませんが、徐々に広がりがつつあります。一方で、コミュニティ組織により、地域課題の把握や取り組み状況は様々で、困りごとがあってもなかなか身近な人に相談できない人が多くいることも分かりました。

また、生活ささえあいネットは社会福祉協議会がコーディネーターとなり、「菜」の購入方法や支援のあり方など、柔軟に対応できる仕組みとなっていますが、地域の状況やニーズにあわせて、柔軟に対応できるという強みが、十分に伝わっていないこともうかがえました。

生活ささえあいネット説明会の様子②



第 3 章

計画の基本的なあり方

1 計画の基本理念

みんなでつくる 笑顔とやさしさのみちあふれるまち

市民全員が明るく健康で、笑顔あふれるまちの実現は、みんなの願いです。そのためには、赤ちゃんから高齢者まで、また、何らかのハンディを持つ方も、一人ひとりが社会に受け入れられ、お互いの個性を尊重し、助け合い、自分らしく生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現が望まれます。

社会構造や私たちの価値観・ライフスタイルの変化、あるいは法や制度の改正に伴い、福祉施策は「自立」という方向へ大きく舵を取りはじめました。自立とは、健康な方はもちろんのこと、高齢者や障がい者も、できる限り住み慣れた地域で働き、学び、人に任せるのではなく、自分らしく生きることです。

そのためには、一人ひとりが主体となり、それを地域全体で支える仕組みづくりが必要となっています。一人ひとりの思いに目を向け、地域の中でそれが実現できるように、地域と行政が連携して支え合うことで、笑顔とやさしさのみちあふれるまちをみんなで作りましょう。

2 計画の視点

(1) 仕組みづくり人づくりの視点

住民一人ひとりから、市民活動団体・ボランティア団体・地域コミュニティ協議会・自治会・事業所・社会福祉協議会・市の機関などにいたるまで、地域の中ですべての方や組織が、見守り活動や声かけを通じて福祉意識を醸成する仕組みづくりの視点

(2) 保健福祉サービスについての視点

支援や介助を必要とする方などに対し、生活の質を維持・向上させるためのサービスを社会的に提供すること、そのための制度や設備を整備することを指す狭義の社会福祉を、具体的な地域を基盤として展開する視点

(3) 地域づくりの視点

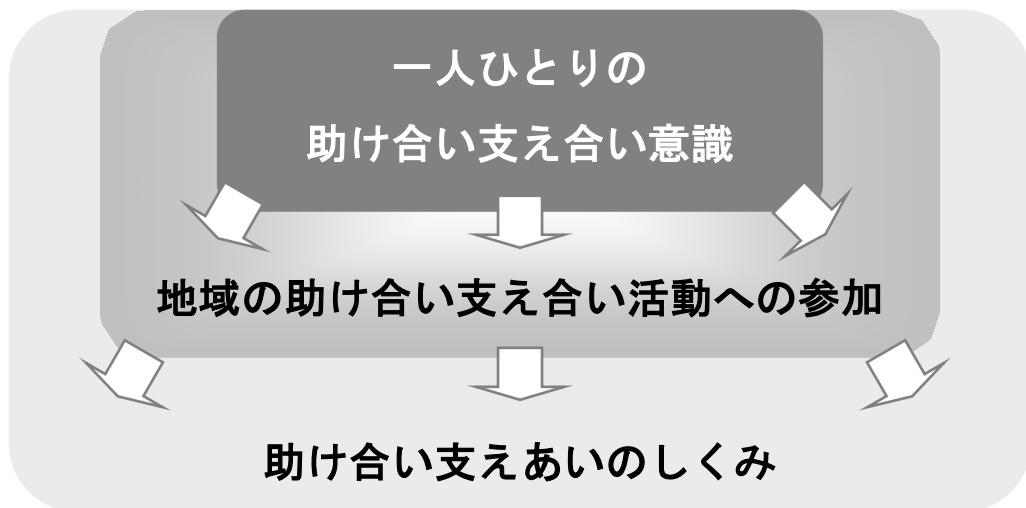
災害や犯罪から地域を守ることや、地域の活動や健康づくり、生きがいづくりを推進していくために、多くの住民、地域、サービス提供主体等が主体的に参画することで、地域と福祉が有機的に連携し、地域福祉の推進を図っていく視点

3 計画の基本目標

1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ

助け合い、支え合いの意識を啓発し、地域活動に参加しやすい環境づくりを行います。そして、地域活動の輪を広げていくため、福祉教育などを推進します。

また、地域福祉の向上をめざすため、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成や市民活動・ボランティア活動の活性化を推進します。そして、校区コミュニティ協議会・自治会をはじめとしたさまざまな地域組織の活動を推進し、誰もが住みやすい地域づくりを目指します。

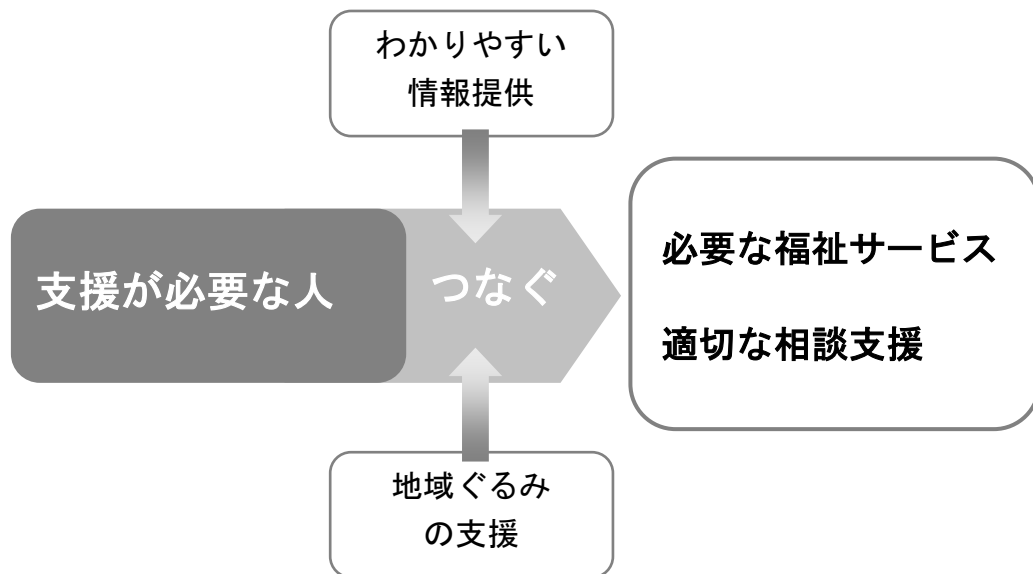


2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進

福祉サービスの情報提供や相談支援の充実、質の向上を図り、誰もがサービスを利用しやすい体制づくりを目指します。

また、必要とされるサービスを把握するための仕組みづくりを推進し、地域で暮らしていくために必要な在宅支援サービスの充実を目指します。

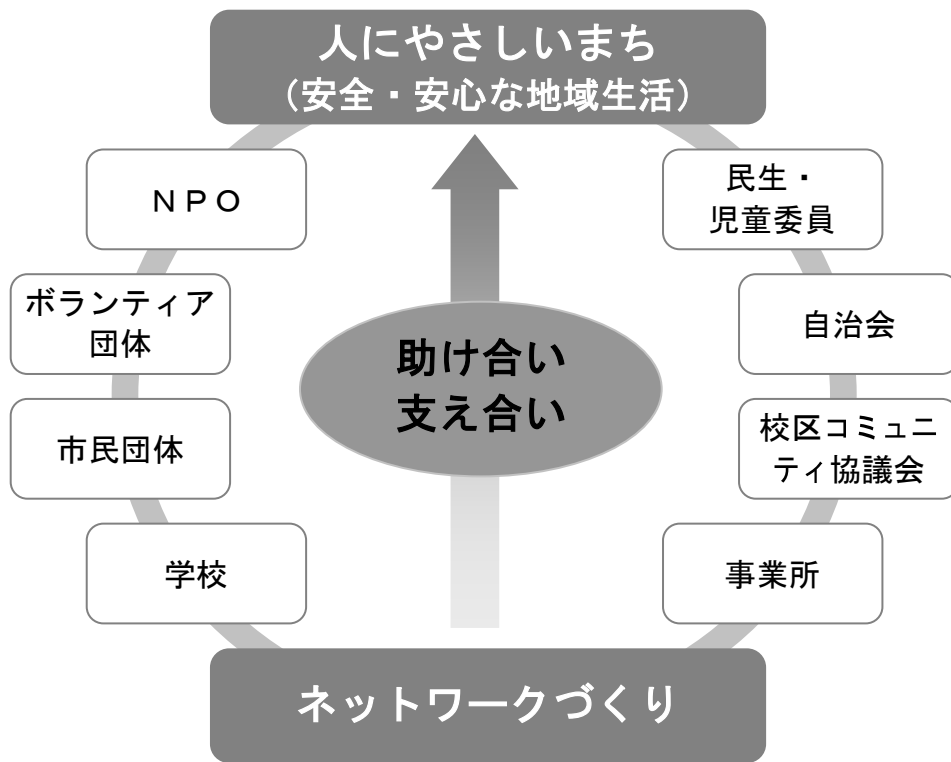
サービスの提供にあっては、より質の高いサービスを提供できる環境を整える仕組みづくりを推進します。



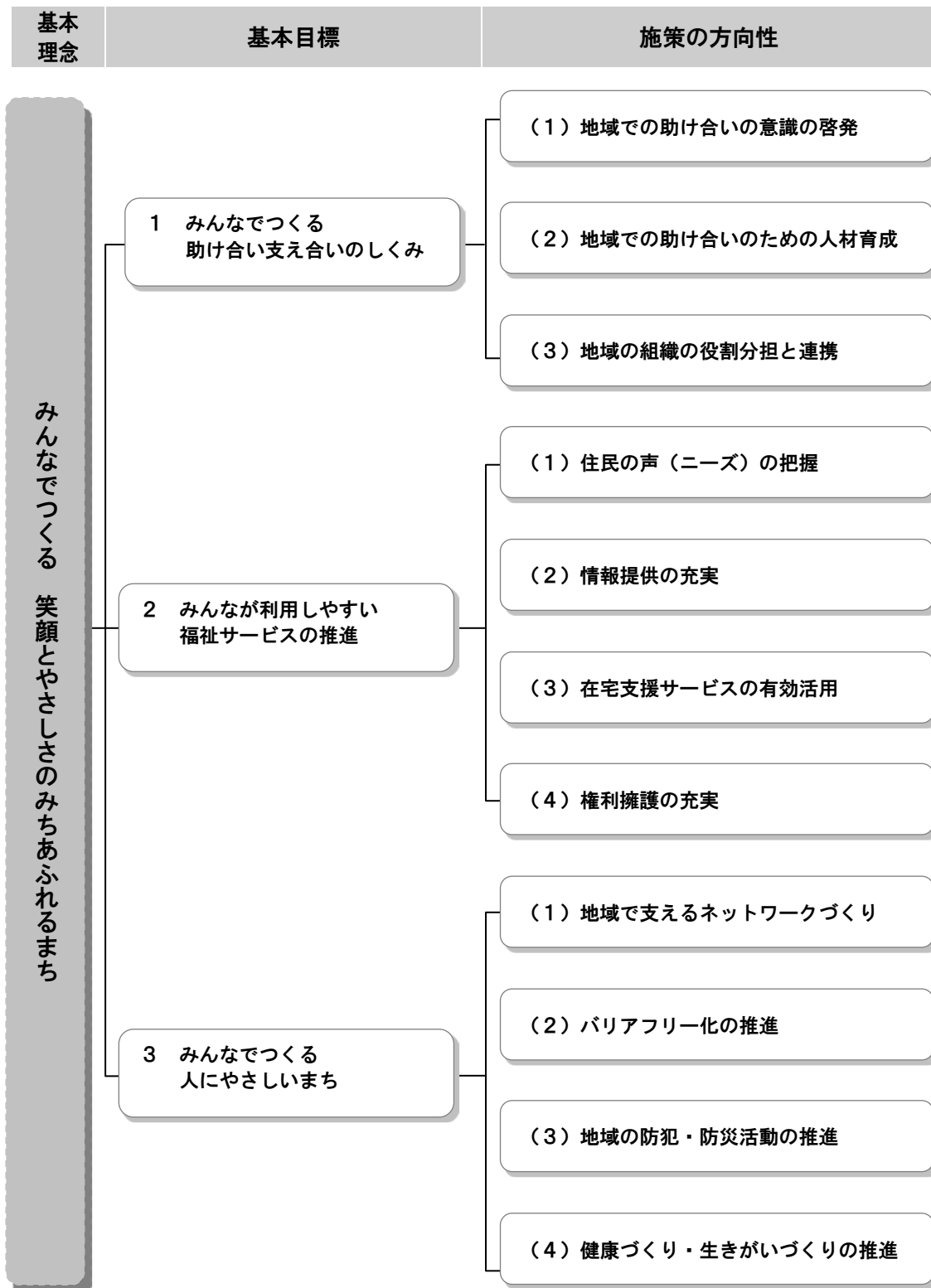
3 みんなでつくる 人にやさしいまち

地域住民の方々が、住み慣れた家庭や地域社会の中で、安全・安心な地域生活を送れるまちづくりを推進するとともに、災害や犯罪から地域を守る防災活動、地域安全活動の活性化を図ります。

地域住民が健康で、生きがいを持てることも、住み慣れた家庭や地域で生活を送るためには重要であるため、健康づくりや生きがいづくりを推進します。



4 計画の体系



第4章

施策の展開

1 みんなでつくる 助け合い支え合いのしくみ

指標目標

指 標	目 標
「あなたはどの程度幸せですか（10点満点） という質問の回答の平均点	8点

（1）地域での助け合い意識の啓発

【田原市の特徴】

- 田原市が優れていると感じることとして、「人の温かさ」と答えた人の割合が、他の項目に比べ高くなっています。
- 田原市に欠けていると感じることとして、「交通の利便性」や「買い物などの生活の利便性」など、生活の利便性に欠けていると評価する人の割合が高くなっています。
- 幸せであるために重要だと思うことについては、年代が高くなるにつれ、「隣近所・地域での良好な人間関係」と答える割合が高くなっています。
- 20歳代の方は「友人との良好な人間関係」を重要と答える方の割合が高くなっています。
- 近所の方と相談したり話し合ったりすることが必要であると思っている人の割合が高くなっています。

【現状と課題】

田原市でも高齢化率が平成27年に25%を超え、4人に1人が高齢者となっています。また、1世帯あたりの人数も3人を下回り、高齢化と核家族化が一層進んでおり、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者世帯が占める割合も年々増加しています。

そのため、高齢になることや障がいがあることにより、家庭内だけでは解決できない生活の不便さを感じる人が今後増加すると推測されます。

一方で、田原市が優れているところとして、「人の温かさ」と答えた方の割合も高く、田原市の強みとして考えることもできます。

それぞれの人の温かさが地域全体に伝わり、誰もが生活の不便さを感じず、幸福を感じられる仕組みや取り組みが必要となっています。

【取り組みの方向性】.....

①あいさつ運動の推進

地域の中で助け合う意識を高めるための第一歩として、あいさつ運動を推進します。地域住民がお互いを知り、年齢や性別等に関係なく理解しあうためには、まず言葉を交わすことが大切です。

みなさん 住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・日ごろからあいさつを交わし、ふれあいの第一歩としていきましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動などイベントを通じて顔の見える関係作りをしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校においてあいさつ運動を推進します。
協議会 社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ、子ども会など各団体の活動を通じあいさつ運動を支援します。

②助け合い意識の向上

地域には、核家族やひとり親世帯、ひとり暮らし高齢者など家族の手助けが十分に得られない方たちや、障がいのある方、日本語が十分に理解できない方など日常生活に不安や孤立感を持っている方たちもいます。地域ぐるみで見守り、助け合う意識と共助意識を育てましょう。

みなさん 住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動や行事には、近所の方を誘い合って、参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会で、地域の特性を活かしたお祭りなど、誰でも、また多くの世代が交流できる活動をしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域で、福祉懇談会を実施することを支援します。 ・ホームページや広報たはらを通じ、地域福祉活動の事例を紹介します。
協議会 社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域で福祉懇談会を実施します。 ・高齢者が地域で孤立しないように、シルバーサロンの立ち上げに関して人材育成や、助成金によって支援します。 ・身近な地域で住民主体の助け合い活動をする地区社会福祉協議会の立ち上げを支援します。

③配慮が必要な人への理解の向上

生活に不便を感じ、日常生活に不安や孤立感を持ってしまう恐れのある方は、ひとり暮らしの高齢者や身体障がいのある方だけではありません。

日本語の理解が充分でない外国籍の方や、発達障がい、精神障がいなど外見からは判りづらい障がいのある方もいます。また、子どもや、ひとり親家庭で子育てをしている人、妊娠している人、疾病や怪我の患者など、一時的ではあるものの、周囲の配慮を必要とする人も同様です。

地域には多様な人が暮らしています。その誰もが暮らしやすい地域となるために、配慮を必要としている人への理解を進め、お互いに支えあうことができる地域づくりを進めましょう。

住民の	<ul style="list-style-type: none"> 地域に様々な人が住んでいることを理解し、お互いを思いやりましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 回覧板など情報提供の際は、情報を受け取ることが難しい人や日本語の理解が充分でない人への提供方法に配慮をしましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 市政ほーもん講座を活用し、認知症や発達障がい、精神障がいなどについての理解促進のための研修会を実施します。 認知症高齢者、障がいのある人、外国籍の人及び妊娠中の人などに必要な配慮について周知啓発のための講演会等を開催します。 障がいのある人の学校生活や外出などの地域生活を支援します。 高齢者や障がいのある人などの社会参加につながる支援を行います。
協議会 社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成研修、発達障がい・精神障がい・ひきこもり等支援に関する研修会を実施します。 高齢者や障がいのある人の社会参加につながる支援を行います。

(2) 地域での助け合いのための人材育成

【田原市の特徴】

- 核家族化が進み、家庭内で違う世代の人たちと接する機会が少なくなっています。
- 街で困っている方に手助けできなかった理由として、「どうしてあげたらいいかわからなかったから」という声があります。
- 子どもの頃から高齢者や障がいのある方と交流することで、ボランティア活動等につながられると良いという声があります。
- 市民活動への参画については、自治会活動に関わったことのある人の割合が高く、これまで市民活動に関わったことの無い人のうち、約40%の人が「機会があれば参加したい」と考えています。
- 福祉活動を行うボランティア団体が、36団体あり、全体の約40%となっています。

【現状と課題】

社会福祉協議会では、小中高校生に対して、福祉実践教室を行っています。また、福祉のつどいでは当事者団体等と協力し、体験教室などのイベントを実施しています。他世代の人についての理解や、多様性についての理解を深めるためにも、今後も広く市民に対しての福祉教育の提供が必要となっています。

生活ささえあいネット事業を開始し、徐々に拡大しつつありますが、サポーターの確保も必要となっています。また、福祉活動を行うボランティア団体やボランティアの数を増加させる取り組みも必要です。

市民活動の参画について、参加しやすい環境づくりを進める必要がありますが、特に男性については、自治会活動に参加している人の割合も高いことから、自治会を中心として、「機会があれば参加したい」と考えている人たちの参加の機会作りを継続して検討する必要があります。

【取り組みの方向性】.....

①福祉教育による人づくり

住み慣れた地域で、子ども、高齢者、さまざまな障がいのある方達と共に暮らしていくために、学びあうことが必要です。

住民の	<ul style="list-style-type: none"> • 様々な活動を通じて高齢者、障がい者とのふれあいを体験しましょう。 • 大人が子どもの手本となりましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども会、スポーツ少年団など地域力を活かした活動を推進しましょう。 • 地域で誰でも参加できる活動を実施しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 行政と社会福祉協議会は連携を図り、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育を充実させます。 • 市立田原福祉専門学校を拠点として、福祉教育の推進を行い、人材の育成に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 行政と社会福祉協議会は連携を図り、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育を充実させます。 • 福祉のつどいの開催方法を検討し、より広く市民の福祉意識を高めるよう取り組みます。 • 福祉団体や当事者団体の活動発表を通して、担い手のやる気の向上を図ります

②市民活動やボランティア活動の活性化と人材育成

近所の困りごとに目を向け、「まずはできることから」を合言葉に始めてみるのが重要です。

住民の 困りごと	<ul style="list-style-type: none"> • 近所の困りごとに目を向けましょう。 • できることから始めてみましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の困りごとと、それを支援する方をつなげていきましょう。 • 地域の方が行うボランティア活動を応援していきましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 行政と社会福祉協議会は連携を図り、生活ささえあいネットを拡充し、サポーターの確保と養成を進めます。 • ファミリーサポートセンターの援助会員を確保し、支えあいによる子育ての支援体制を強化します。 • ボランティアセンターの活動を支援します。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 行政と社会福祉協議会は連携を図り、生活ささえあいネットを拡充し、サポーターの確保と養成を進めます。 • ファミリーサポートセンターの援助会員を確保し、支えあいによる子育ての支援体制を強化します。 • 把握している支援を必要としている方を地域につなげます。 • 社協だより等によるボランティアの活動紹介や、ボランティア養成講座を通じ、活動意欲の向上を図ります。

③地域の組織の活性化と人材育成

自治会への加入を促進し、自治会活動の活性化を進める必要があります。

住民の <small>みやしろ</small>	<ul style="list-style-type: none"> 自治会などの地域組織の活動に積極的に参加しましょう。 行事やイベントなどに参加し、多くの地域住民と顔をあわせましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 自治会を中心に、魅力ある活動を実施しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 校区コミュニティ協議会・自治会、民生児童委員協議会など地域組織による支え合い機能が発揮されるよう、これらの地域組織を支援します。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ、子ども会、民生児童委員協議会など地域組織による支え合い機能が発揮されるよう、これらの地域組織を支援します。

(3) 地域の組織の役割分担と連携

【田原市の特徴】

- 高齢者人口は増加しているものの、老人クラブ数や会員数は減少傾向にあります。背景に、役員の担い手不足が問題として出されています。
- かつてあった青年団や婦人会などの組織もなくなっています。
- ボランティア団体など市民活動団体は増加傾向にあります。
- 男性が参画したことのある市民活動では、消防団や自主防災会などの「自主防災活動や災害援助活動」の割合が高く、女性では「社会福祉に関する活動」の割合が高くなっています。

【現状と課題】

かつては、婦人会や青年団など地域の中に多様な組織があったものの、近年では若年層の減少により、組織自体が無くなるということもおきています。また、老人クラブにおいては、人口が増加しているにも関わらず、クラブ数や会員数が減少しています。理由としては、役員等の事務負担が大きいことや、高齢者の生活スタイルやニーズの多様化が考えられます。

地域のなかや地域間での組織の連携強化や、組織運営の適切なサポートによる負担軽減及び活性化を図る必要があります。

また、社会福祉協議会は、各種ボランティア団体や福祉団体の事務局を担うなど、ネットワークづくりを行っています。さまざまな世代からの福祉ニーズに応えるため、独自の事業を取り組むなど、地域福祉活動を行っています。しかし、認知度が充分ではないため、活動のPRをしながら地域福祉活動の拠点として役割を果たす必要があります。

【取り組みの方向性】

①各組織の認知度の向上と連携強化

まちづくりに関わる地域組織はお互いに連携し、誰もが住みよい福祉のまちづくりを推進していきましょう。

み な さ ん	住 民 の	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動する組織や、民生委員などの役割の人に関心を持ち、活動に協力しましょう。
	地 域	<ul style="list-style-type: none"> 校区コミュニティ協議会・自治会やボランティア・市民活動団体、民生委員・児童委員など地域における活動内容を理解しあいましょう。 校区コミュニティ協議会・自治会やボランティア・市民活動団体、民生委員・児童委員との情報交換・意見交換の場を設けましょう。
	行 政	<ul style="list-style-type: none"> 市政ほーもん講座や諸会議において、それぞれの地域組織の紹介等を行います。 地域組織の支援をしていきます。
協 議 会	社 会 福 祉	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に関する研修会や福祉懇談会を開催し、それぞれの役割の理解と連携を深めるための支援を行います。

②地域福祉活動の財源確保と組織体制

地域福祉活動に必要な財源を確保し、安定して地域福祉活動ができるよう、組織体制の強化や人員の確保が必要です。

み な さ ん	住 民 の	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動の財源となる社会福祉協議会の会費や共同募金の趣旨を理解し、協力しましょう。
	地 域	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会の組織体制、目的、役割を理解し、財源確保に協力しましょう。 市民館まつりなどで、社会福祉協議会の活動を紹介や周知するなど、認知度の向上に協力しましょう。
	行 政	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動における社会福祉協議会の一層の周知を図ります。 活動基盤の強化を支援するため、財政的支援、人的支援を継続して行います。
協 議 会	社 会 福 祉	<ul style="list-style-type: none"> 会費、共同募金の配分金、寄付金等の「民間財源」、行政からの委託金や補助金等の「公費財源」を確保します。 地域福祉活動を支援するため、地域住民や複数の機関と連携を取る職員としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を育成します。

2 みんなが利用しやすい 福祉サービスの推進

指標目標

指 標	目 標
生活困窮者自立相談支援事業対象者のうち 就労や福祉サービスに結びついた割合	60%

(1) 住民の声（ニーズ）の把握

【田原市の特徴】

- 介護保険サービスの利用者は今後も増加していくことが予想されます。
- 障害福祉サービスの利用者についても、緩やかに増加していくことが予想されます。
- 地区役員との話し合いの中から、「どこにいるのか分かれば協力できることもあるのだけれど」「近いからこそ頼めない」といった意見が出ています。
- 住民の困りごとには、高齢や障がい等様々な理由がありますが、その内容は「バスで病院に行くにも、歩いていくのにバス停までが遠い。」「日常のゴミ出しでも、ごみステーションまで持っていくのが大変。」等ご近所の方のちょっとした支え合いで解決できることが多くあります。

【現状と課題】

住民の困りごとやニーズの把握のための取り組みとして、民生委員などによる地域の活動や、高齢者支援センター、障害者総合相談センターなどの相談窓口の設置や専門職による訪問、ホームヘルパーや病院など事業者からの情報提供などが挙げられます。

しかし、生活に困っているにも関わらず、必要としているサービスに結びついていない方や、周りに相談する相手がいないという方もおり、地域と専門職との連携の強化が必要となっています。

【取り組みの方向性】.....

①気軽に相談できる関係づくり

住民の	<ul style="list-style-type: none"> • 困ったことやわからないことは、周りの人、市や社会福祉協議会に聞いてみましょう。 • 専門的なことは、市や社会福祉協議会に聞いてみましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> • 地域で解決が難しい問題は、専門機関につなげましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の地域生活に関係する相談窓口が相談内容に応じて連携し、協力できるようにします。 • 孤立死防止のために、ライフライン事業所などとの連携を強化します。 • 行政は、社会福祉協議会、専門機関、地域コミュニティと連携し、訪問支援や個別の支援会議などを通じて、地域の人と顔の見える関係作りを進めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者支援センター、障害者相談支援事業、生活困窮者自立相談支援事業に関わる支援員の質を向上し、関係機関との連携を強化します。 • 社会福祉協議会は、行政、専門機関、地域コミュニティと連携し、訪問支援や個別の支援会議などを通じて、地域の人と顔の見える関係作りを進めます。

(2) 情報提供の充実

【田原市の特徴】

- 市政に関する情報を得ていないと思う人の割合が市政に関する情報を十分得ていると思う人の割合を上回っています。
- 市政の情報については、80%以上の人が広報たはらから得ています。
- 声の広報など、ボランティアの協力により、提供方法に配慮が必要な方に情報が届けられています。
- 子育て世代のなかには、外国から来た方など、日本語が十分に理解できないながらも、子育てをしている人もいます。

【現状と課題】

福祉サービスなど生活に必要な情報を届ける仕組みとして、“広報たはら”や“社協だより”などの広報誌の配布、市民館などでのパンフレットの配布、新聞やテレビなどメディアの利用、ホームページなどインターネットの活用のほか、友人、知人との情報交換などがあります。

平成28年度に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)では、障がいのある人にも、わかりやすく伝わるよう配慮することが求められています。

障がいの有無や日本語の理解度に関わらず、相談窓口や福祉サービスに関する情報を受け取ることができる体制を整える必要があります。

また、住民相互のやり取りにより、情報が伝わるきっかけづくりも必要です。

【取り組みの方向性】.....

①誰にでもわかりやすい情報の提供

地域福祉に関するさまざまな情報が多くの住民にわかりやすく、適切な手段で入手することができるよう、すべての方が受け取りやすい情報提供に努めます。

み な そ ん 住 民 の	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や回覧板、ホームページなどで情報を確認しましょう。 ・ 家族や隣近所で役立つ情報を伝え合いましょう。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民館や地域の公民館などに、広報誌やチラシなどを置き、情報を提供していきましょう。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳・要約筆記者の適切な配置に努めます。 ・ 障害者差別解消法の内容や、合理的配慮について周知します。 ・ 日本語の理解が充分でない人も分かるよう、使用する言語や表現方法等に配慮します。 ・ 広報たはらなどの点字翻訳や声の広報を充実させます。 ・ 当事者団体や民生委員等へきめ細やかにわかりやすい説明をし、他の人にも伝えやすい情報提供に努めます。
協 議 会 社 会 福 祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳・要約筆記者の適切な活用に努めます。 ・ 社協だよりなどの点字翻訳、声の広報を充実させます。 ・ 手話通訳・要約筆記者の養成講座を開催し、人材育成に努めます。 ・ シルバーサロンなど、住民の交流の場作りを通じ、地域で情報交換がしやすい環境づくりを進めます。

(3) 在宅支援サービスの有効活用

【田原市の特徴】

- 介護サービスなどの福祉サービスの利用者は、全国と同様に年々増加し、介護サービスなどを提供する事業者も増加しています。
- 市内の保育園や幼稚園が平成28年度に認定こども園に移行します。
- 市内にも、事業所内託児を実施する事業所が増えつつあります。
- 生活の困窮に関する相談や生活保護受給者数は、全国と同様に年々増加し、病気や障がい、介護問題、負債など理由はさまざまです。
- 生活困窮に関する相談者から、近くに頼れる家族や相談できる人がいなかったという声があります。
- 日常生活のちょっとした困りごとを解決するための有償ボランティア制度である生活ささえあいネットが平成26年10月から開始され、支援依頼者やサポーター、協力店舗の数も徐々に増えつつあります。

【現状と課題】

介護・障がい・子育てなど福祉サービスの利用者は年々増加し、福祉サービスを提供する事業所の数も増えつつあります。同時に、一人ひとりが必要とする支援も多様化し、制度サービスだけでは解決できない課題を抱える方も増えています。

そのため、有償ボランティアによる住民相互の支えあいの仕組みである、生活ささえあいネットが平成26年10月に開始されました。

今後も、多様なニーズに応えるため、公的サービスや各制度を柔軟に見直しつつ、市内全域に浸透するよう、事業を拡充する必要があります。

また、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。これにより、障がいや病気、介護問題、育児負担、多重債務、失業など多様な理由により生活に困窮する人を、行政と相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域の連携により、支えるための枠組みができました。

田原市でも、地域との連携や新たな事業の創出により、多様な理由による生活の困窮や、地域からの孤立を防ぐための仕組みづくりが必要となっています。

【取り組みの方向性】.....

①在宅支援の充実

子どもから高齢者まで、誰もが安心して在宅生活を送るため、行政による制度サービスの質を向上させることだけでなく、生活ささえあいネットなどの地域に根ざした支え合い、ボランティア、NPOなどと住民参加型活動と連携をとりながら、住み慣れた地域で暮らし続ける仕組みをみんなで充実させましょう。

住民の	<ul style="list-style-type: none"> 生活にお困りの方に、自分ができる日常生活の手助けを行いつつ、できないことは相談機関につなげましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 福祉ニーズの発見、把握を行い、地域での見守り活動や専門機関につなげましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> 介護、障がい、子育てなどサービス利用者のニーズを把握したうえで、在宅サービスの有効活用ができるよう、計画的に取り組みを進めます。 社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立相談支援事業を充実します。 社会福祉協議会等と連携し、就労準備支援事業や家計相談支援事業、学習支援事業など多様なニーズに応えるための体制を作ります。 生活困窮者支援や孤立防止に関する連携会議等を開催し、必要な支援が届くよう、庁内や地域との連携を強化します。 社会福祉協議会と連携し、ニーズに合わせて生活ささえあいネットを柔軟に見直し、市内全域で実施します。 生活ささえあいネットを継続するために高齢者の方にも積極的にサポーターになってもらい、サポーター自身の健康づくり、生きがいづくりに繋がるよう周知します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 介護、障がい、子育てなどサービス利用者のニーズを把握したうえで、良質な在宅サービスを提供します。 行政と連携し、生活困窮者自立相談支援事業を充実します。 行政等と連携し、就労準備支援事業や家計相談支援事業、学習支援事業など多様なニーズに応えるための体制を作ります。 行政と連携し、ニーズを把握しながら生活ささえあいネットを柔軟に見直し、市内全域で実施します。

(4) 権利擁護の充実

【田原市の特徴】

- 高齢者や障がい者、児童に対する虐待の通報相談件数が微増しています。
- 詐欺など、高齢者や障がいのある方が被害にあう恐れのある犯罪が増えつつあります。
- 認知症や知的、精神障がいなどにより、社会福祉協議会が成年後見や権利擁護を行っている方の数が増えています。

【現状と課題】

福祉サービスを利用するに当たっては、他のサービスを利用するのと同様に、利用者自らの意思で契約をする必要があります。

しかし、認知症や知的、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況になったり、詐欺など消費者被害に遭う恐れもあります。

その方々が権利侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう支援する、権利擁護の充実が必要です。

また、高齢者、障がい者、児童、女性に対する虐待の通報相談件数が増え、虐待の増加がうかがえます。一方で、相談通報件数の増加については、周囲の人の虐待防止意識の向上の結果ともとらえることができます。

児童虐待や障がい者、高齢者の虐待を防ぐための関係法律には、それぞれ虐待を発見した人の通報義務についての規定があります。

市民の、虐待を発見したときはすぐに窓口に通報や相談をするという意識を高めつつ、虐待を未然に防ぐため、地域での支援や見守りを強化する必要があります。

【取り組みの方向性】.....

①権利擁護に関する理解の促進

判断能力が不十分となっても、一人ひとりの意思を最大限に尊重し、地域で安心して暮らせるよう支援します。

住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や障がいについて理解を深め、権利意識を高めましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で悪徳商法などが防げるよう、見守り活動に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護に関する周知を図り、制度の利用を促進します。 ・権利擁護に関する拠点として、田原市成年後見センターの運営を支援します。 ・市民後見人の必要性を周知していきます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護に関する講演会、研修会等を通して田原市成年後見センターの周知啓発を図ります。 ・権利擁護に関する相談窓口を渥美、赤羽根、田原それぞれの福祉センターに設置します。 ・民生委員・児童委員と連携して、悪徳商法被害を防止します。 ・日常生活自立支援事業や成年後見制度など権利擁護に関する周知を図り、制度の利用を促進します。 ・権利擁護について、身近でわかりやすいリーフレット等を作成し、啓発していきます。 ・市民後見人を育成していきます。

②虐待の防止

住民一人ひとりに虐待に関する通報先や相談窓口を周知します。そして、身近で起こる児童・高齢者への虐待を早期発見、対応をしていきましょう。

住民の みはれど	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待防止についての意識を高めましょう。 • 虐待を見つけた際は、相談窓口に通報や相談をしましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待を未然に防げるよう、見守り活動に取り組みましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> • 虐待に関して通報の義務があることを周知します。 • 虐待通報を受けた場合、現場確認を行い早期対応に努めます。 • 困難事例に対応する関係機関ネットワークの構築を図ります。 • 育児や介護等の負担が虐待につながることはないよう、相談窓口や福祉サービスの周知をします。
協議会 社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> • 困難事例に対応する関係機関ネットワークの構築に参画します。 • 虐待に関する相談に対応し、虐待の早期発見や虐待防止のための支援をします。

3 みんなでつくる 人にやさしいまち

指標目標

指 標	目 標
生活ささえあいネットサポーターの登録	全自治会で登録

(1) 地域で支えるネットワークづくり

【田原市の特徴】.....

- 第1期計画でのアンケートや住民懇談会での声をもとに、生活ささえあいネットがスタートし、徐々に拡大しつつあります。
- 徘徊高齢者SOSネットワークの開始により、地域を巻き込んだ認知症高齢者の見守り体制づくりが進められています。
- 孤立死防止の取り組みとして、電気、ガスなどのライフライン事業所や新聞配達、郵便局など居宅に訪問する機会の多い事業所の協力を得て、お困りの方を把握するための取り組みが進められています。

【現状と課題】.....

少子高齢化や核家族世帯の増加、若い世代の自治会への参加率の低さなど地域の活性化に関する課題を解決するため、第1期計画での検討以降、孤立死防止ネットワーク会議の開催や、地域の見守りネットワークプロジェクトとして始動した徘徊高齢者等の搜索訓練、生活ささえあいネットなど、地域の助け合いを基盤とした事業を展開しています。

地域のつながりの基本は家族の助け合い（自助）と、ご近所、自治会の助け合い（共助）の絆が基本となります。

認知症を例にとると、徘徊など家族の中だけでは支え切れない状況に対して、まずご近所や小地域で見守り体制を取ることが、住民同士のネットワーク構築につながります。

今後も、自治会や住民同士のネットワークに加え、市内の事業者とのネットワークもより一層強化していく必要があります。

【取り組みの方向性】

①だれも孤立しない地域づくり

住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、ひとり親での子育て世帯などの見守りが必要な方に目を向け、地域の中で孤立することないようにしましょう。 ・近所に越してきた方が地域になじめるよう、声をかけていきましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のことについて話し合う機会を持つようにしましょう。 ・地域の活動の拠点として、市民館や集会所の利用方法を周知し、みんなが利用しやすくしましょう。 ・ひとり暮らし高齢者の孤立・孤独化を防ぐため、食事会や各種行事に取り組みましょう。 ・各種活動を民生委員・児童委員と連携を取って行っていきましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の見守りネットワークの強化を図っていきます。 ・孤立死防止のためのネットワークの強化を図っていきます。 ・地域における課題などについて、福祉懇談会を開催し、聞き取りができる機会を支援します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者の見守りネットワークの中心的役割を担っていきます。 ・地域における課題などについて、福祉懇談会を開催し、聞き取りができる機会を設けます。 ・ボランティア団体、市民団体、校区コミュニティ協議会・自治会、民生委員・児童委員、学校、NPO、事業者などの団体と連携を取って、小地域・自治会活動を支援していきます。 ・子育てサロン・シルバーサロン等を地域住民で運営することができるよう支援していきます。

(2) バリアフリー化の推進

【田原市の特徴】

- 田原市に欠けていると感じることとして、「交通の利便性」と答える人の割合が高くなっています。
- 幸福感をさらに高めるために今足りていないと思うこととして、「趣味や余暇」や「安心安全に暮らせる環境」「良好な居住環境」と答える人の割合が高くなっています。
- 田原市の良いところとして「人の温かさ」と答える人の割合が高くなっています。

【現状と課題】

田原市において、障がいがあっても使いやすい施設の整備や従来施設の改修等は進められていますが、そこに行くまでの公共交通を利用することが困難な障がい者や高齢者も多くいます。

住まいの段差解消やリフォーム事業助成、福祉機器を活用しても、すべてのバリアを取り除くことは難しい状況です。

障害者差別解消法では、物質的なバリアがある中でも、可能な限り障がいのある方の求めに応じた配慮をするよう規定されています。

障がいの有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、安心して暮らすことができ、余暇や趣味を楽しめるまちづくりを進めるためには、可能な限りバリアを取り除きつつ、共に暮らす方達の「温かさ」を持ち寄って、バリアを越えることも必要です。

【取り組みの方向性】

①人にやさしいまちづくりの推進

歩行者の安全を確保するため、公園や道路、公共施設などにおいて、バリアフリーの視点から整備に努めましょう。

公共交通機関が利用しにくい方への配慮もしていきましょう。

また、すべての方に対し、ともに暮らしていくという福祉意識の向上を図り、心のバリアフリー化を進めていきましょう。

<p>住民の</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域にさまざまな方が住んでいることを理解し、お互いを思いやりましょう。
<p>地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども、障がい者、高齢者の目線で危ない場所の把握を行い、住民に伝えるとともに、市と協力して改善をしていきましょう。 • 行きたい所になかなか行く手段を持たない方を、行ける方が乗り合わせ等して出かけられるようにしましょう。
<p>行政</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。 • 交通空白地域の解消、1人で外出することが困難な方への支援として、移送サービス等の支援を行います。 • 住み慣れた家で安心して生活を続けられるよう、住宅改修の相談、改修費用の助成を行います。 • ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • のりあい買物ツアーなどで、高齢者の外出支援を行います。 • 社会福祉協力校事業を通じ、福祉の心を育成していきます。 • 福祉のつどいの開催などにより、より広く市民の福祉意識を高めるよう取り組みます。 • 高齢者、障がい者の疑似体験などを通じ、さまざまな配慮に関する必要性と重要性を理解していただくよう取り組みます。

(3) 地域の防犯・防災活動の推進

【田原市の特徴】

- 幸せであるために重要だと思ふ事項について、「安心安全に暮らせる環境」と答える方の割合が高くなっています。
- 交通事故にあう方の数は増加しています。
- 自販機狙いやオートバイ盗など窃盗犯罪が増加しています。
- 市民活動に参画したことのある男性のうち、「自主防災活動や災害援助活動」と答える方の割合が自治会活動に続き、2番目となっています。

【現状と課題】

東日本大震災以降、地域での防災意識が高くなっています。

大規模災害発生時に、安否確認のために必要な、避難行動要支援者の情報については、個人情報取り扱いが難しくなっていることなどの課題がありましたが、「避難行動要支援者による手上げ方式」の採用により、平成24年から台帳化が進み、民生委員や自主防災会などへの情報提供が行えるようになりました。

一方で、障がいのある方のなかには、障がいの情報を提供されることに抵抗がある方もいますが、登録の促しを進めるとともに、障がいについて知られることに抵抗がなくなるよう、偏見や差別ではなく、配慮のあるまちづくりや地域づくりを進める必要があります。

そのため、防災訓練などの機会に、高齢者や障がいのある方、子どもなども含め、すべての住民が参加できるような配慮が必要です。

また、近年、家族や近隣住民との関係が希薄な高齢者を対象とした悪徳商法のような犯罪は増えています。また、子どもや高齢者の交通事故も増加していることから、地域ぐるみでこれらの犯罪や事故を防ぐ取り組みが必要です。

【取り組みの方向性】

①地域の防災・防犯・交通安全対策の推進

平常時においても災害時においても、一人ひとりの生活の基盤は地域です。行政が行う対策と共に、防災、防犯、交通安全対策について、住民の方一人ひとりが意識を高め、市民、地域、行政が協力して安心、安全な街づくりを推進しましょう。

住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯・交通安全について、まず家族で話し合しましょう。 ・積極的に自主防災活動に参加しましょう。 ・ご近所の方と日頃から交流を持ちましょう。 ・子どもや高齢者が交通事故の犠牲にならないように見守りましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動や、見守り活動、防犯パトロールの実施等犯罪や事故の防止に努めましょう。 ・地域内の事故や犯罪の発生地帯、危険個所の把握に努めましょう。 ・交通安全教室や防犯講座等を開催しましょう。 ・地域の実情に応じた防災訓練の方法を検討しましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室や啓発活動を実施します。 ・悪徳商法等の被害について、情報提供を行います。 ・自主防災会活動の支援など、地域での防災活動を支援します。 ・災害ボランティアリーダーの養成のための研修を行います。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室や啓発活動を実施します。 ・悪徳商法等の被害について、情報提供するとともに、その方法も充実して行きます。 ・自主防災会活動の支援など、地域での防災活動を支援します。 ・災害時には災害ボランティアセンターの立ち上げを行います。

②災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳制度の充実

第1期計画策定のために実施したアンケートや地域懇談会での意見をもとに、災害時要援護者（避難行動要支援者）台帳を整備しています。

必要とする人に必要な支援が届くよう、平常時から情報の把握や共有など、備えることが重要です。

みなさん 住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・身近に支援が必要な方がいたら、日ごろから気を配りましょう。 ・異変や問題に気づいたら、関係機関に連絡しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時から避難行動要支援者の把握につながる活動をしましょう。 ・民生委員・児童委員をはじめとする関係機関との連携を図りましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、ひとり暮らし高齢者等の避難・支援体制づくりのための計画を策定します。 ・地域と情報を共有できる方法で、避難行動要支援者の把握をします。 ・災害時要援護者台帳にて民生委員・児童委員及び高齢者支援センター、障がい者相談支援事業所等関係機関との情報共有を強化します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と情報を共有できる方法で、避難行動要支援者の把握をします。 ・災害時に備え、民生委員・児童委員及び高齢者支援センター、障がい者相談支援事業所等関係機関との情報共有を強化します

(4) 健康づくり・生きがいづくりの推進

【田原市の特徴】

- 「幸せであるために重要だと思うこと」について、74%の人が「自分や家族の健康」と答えています。
- 「幸福感をさらに高めるために、今足りていないと思うこと」についても、「自分や家族の健康」と答える方の割合が高くなっています。
- また、今足りていないものとして、自由な時間・趣味・充実した余暇と答える人の割合が高くなっています。
- 田原市が優れていると感じることとして、72%の人が、海・山などの自然環境と答えています。
- 田原市は、平成25年7月にWHO（世界保健機関）が提唱する健康都市連合に加盟し、保健、医療だけでなく、環境、教育、文化など幅広い分野の活動により、市民の健康と生活の質の向上を促進する都市環境の提供を目指しています。

【現状と課題】

心身ともに健康で、生きがいを持ち、自立した生活を送ることは誰もが望むことです。

幸せであるために「健康」が重要だと考える人が多くいる一方、今足りないものとして、「健康」と感じている人も多くいます。

田原市や地域のよいところを生かした健康づくりや生きがいづくりをすすめる必要があります。

生きがいづくりについては、住民同士が気軽に集まれる場が欲しいという意見がでました。

一人ひとりの健康だけでなく、交流の場や機会が求められています。

【取り組みの方向性】

①健康と生きがいつくりの推進

心身ともに健康で、生きがいを持ち、自立した生活が送れるよう、日ごろから自分の健康管理を行うとともに、家族やご近所での健康づくりに気配りをしましょう。

また、地域で住民同士が集まり、語り、交流できる機会や場を持つことで、地域での健康づくり・生きがいつくりの推進を図りましょう。

みなさん 住民の	<ul style="list-style-type: none"> ・住民健診等を受けて、自分の健康管理をしましょう。 ・家族、ご近所さんを誘って健康づくり（散歩等）や介護予防に取り組みましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が気軽に集まれる場をつくりましょう。 ・地域の伝統行事を継承させていく中で、すべての世代に伝え、楽しんでいきましょう。 ・朝のラジオ体操の実施など、住民が気軽に参加し身体を動かせる機会をつくりましょう。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関するさまざまなニーズに合った教室や講座を開催します。 ・健康に関する情報の提供を行います。 ・こころの健康に関するイベント、講座等の開催や情報提供を行います。 ・健康マイレージの普及を進めます。 ・地域包括ケアシステムを構築し、住民のみなさんの介護予防に取り組みます。 ・生活ささえあいネットを拡充し、高齢者相互の支えあいによる生きがいつくりを図ります。 ・高齢者の経験・能力を活かした生きがいつくりの就業機会である、シルバー人材センター等の運営を支援します。 ・障がい者スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めます。
社会福祉 協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康や生きがいに関するさまざまなニーズに合った教室や講座を開催します。 ・高齢者が身近に集まれる場所で、運動教室等の介護予防事業を行います。 ・こころの健康に関するイベント、講座等の開催や、情報提供を行います。子育て世代や高齢者等が「居場所」「生きがい」「つながり」の場としてのサロン活動の開設を推進していきます。

第5章

計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、市や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての方、団体等が主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念、役割や考え方について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙、ホームページや地域の回覧板等を通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の推進と評価

計画の推進にあたっては、住民の意見を聞きながら、社会福祉協議会及び市役所関係各課とともに、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は田原市総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進により効果的に展開されるよう整合を図ります。

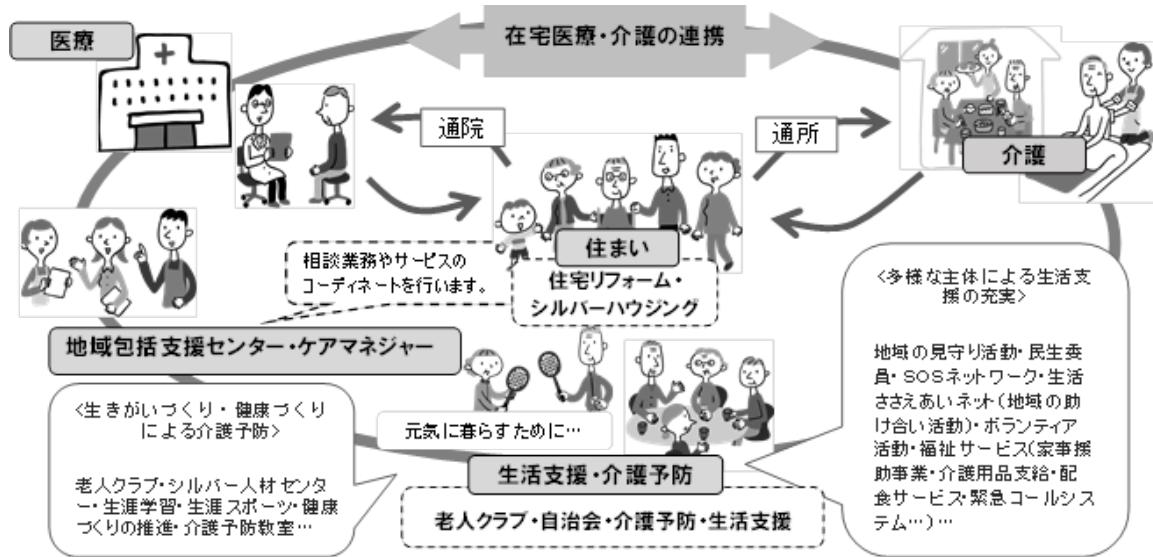


参考資料

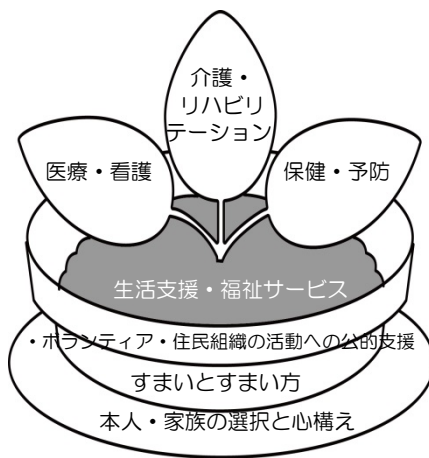
各種施策や制度の概要

1 地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムのイメージ



5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」



「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

【すまいとすまい方】

- 生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが地域包括ケアシステムの前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

【生活支援・福祉サービス】

- 心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。
- 生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。生活困窮者などには、福祉サービスとしての提供も。

【介護・医療・予防】

- 個人々の抱える課題にあわせて「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・予防」が専門職によって提供される（有機的に連携し、一体的に提供）。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

【本人・家族の選択と心構え】

- 単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

<p>自助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自分のことを自分でする ■自らの健康管理（セルフケア） ■市場サービスの購入 	<p>互助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■当事者団体による取組 ■高齢者によるボランティア・生きがい就労 ■ボランティア活動 ■住民組織の活動
<p>共助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■介護保険に代表される社会保険制度及びサービス 	<p>公助</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一般財源による高齢者福祉事業等 ■生活保護 ■人権擁護・虐待対策

【費用負担による区分】

- 「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分ですること」に加え、市場サービスの購入も含まれる。

- これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

【時代や地域による違い】

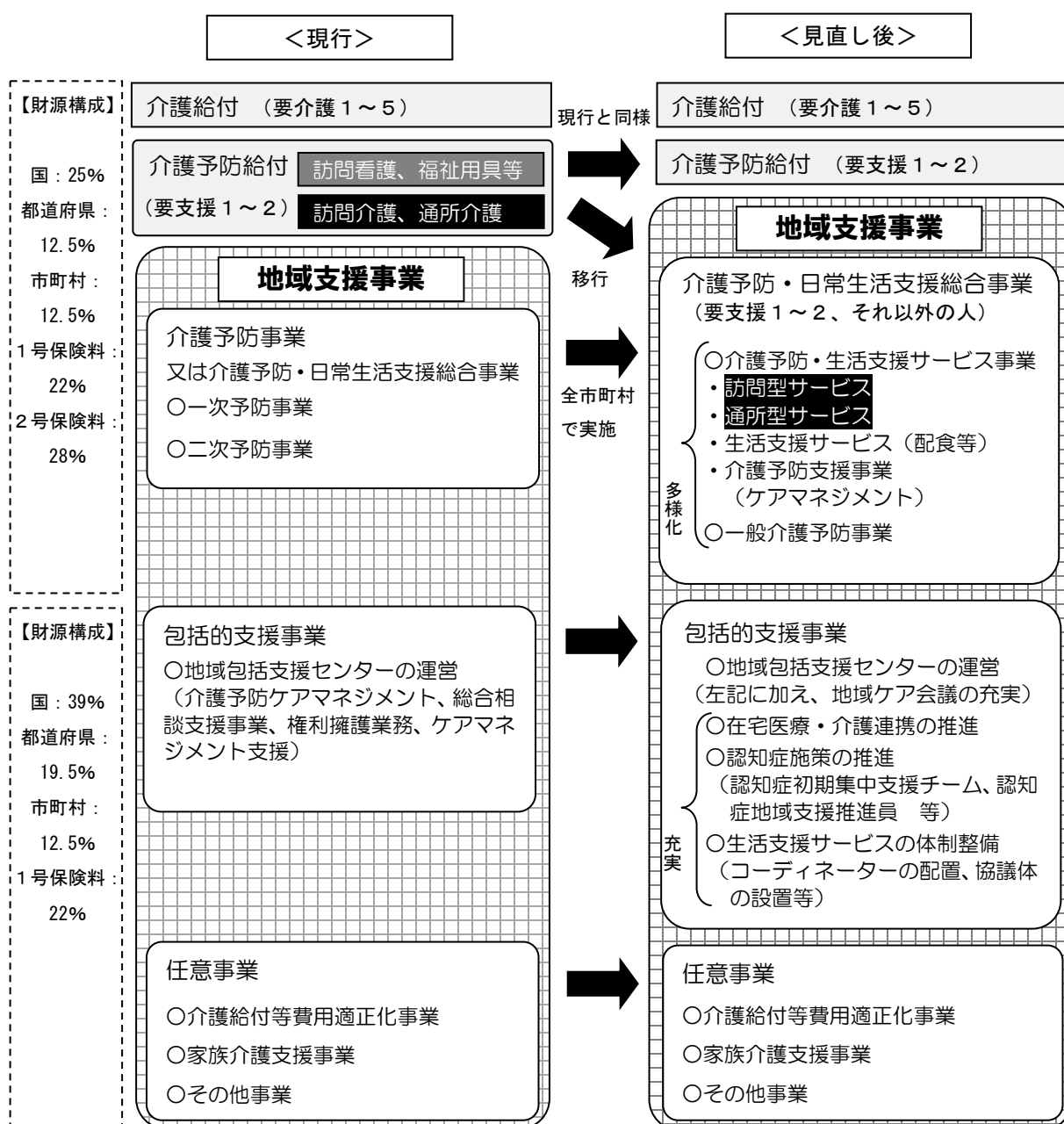
- 2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形に。
- 都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく「自助」によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。
- 少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

新しい地域支援事業の体系

介護保険制度の改定に伴い、全国一律の介護予防給付のうち、介護予防訪問介護・介護予防通所介護については平成29年度までに、地域支援事業へと移行することとなりました。

これまでの地域支援事業における介護予防事業が、地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業となり、要支援認定者に対する介護予防訪問介護・介護予防通所介護を含めた介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防支援事業を行います。

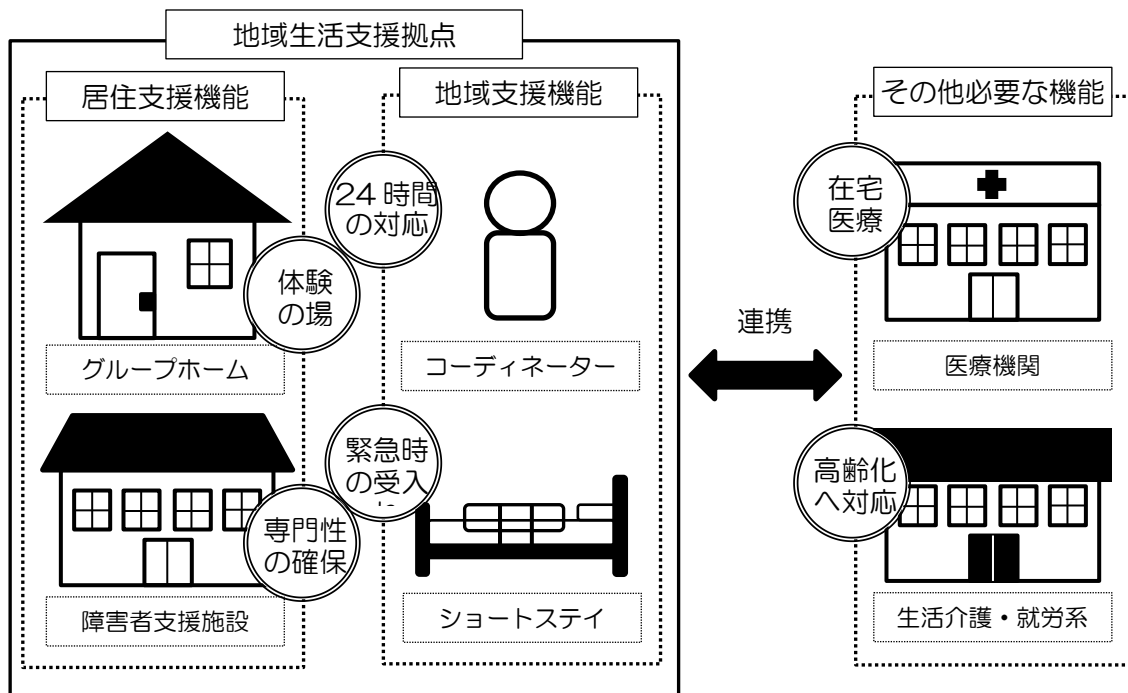


3 地域生活支援拠点の概要

地域生活支援拠点のイメージ

地域生活支援拠点等は、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、そして親なき後を見すえ、そのような状態になっても安心して生活できることを目指し整備するものです。整備に当たっては、グループホームや入所施設に機能を付加する方法と、市内の関係機関が機能を分担する方法（面的整備型）が想定されます。

田原市においては、障害者総合相談センターがコーディネートの役割を担い、市内の関係機関がそれぞれに必要な役割を担う、面的整備型の拠点作りを目指します。



地域生活支援拠点に求められる機能

- 相談支援体制の整備と地域の体制づくり（地域移行や親元からの自立へ向けた支援）
- 体験の機会や場の提供（ひとり暮らし体験やグループホーム体験等）
- 緊急時の受入や対応（ショートステイの利便性や対応力の向上）
- 専門性（人材の確保と養成、連携等）

4 生活困窮者自立支援法の概要

生活困窮者自立支援法とは

働きたくても働けない、住む所がないなど、まずは地域の相談窓口で相談し、解決に向けた支援が受けられるよう、平成 27 年 4 月から施行した制度です。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

■自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に 6 月から 1 年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

就労訓練事業

柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別的就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

一時生活支援事業

住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

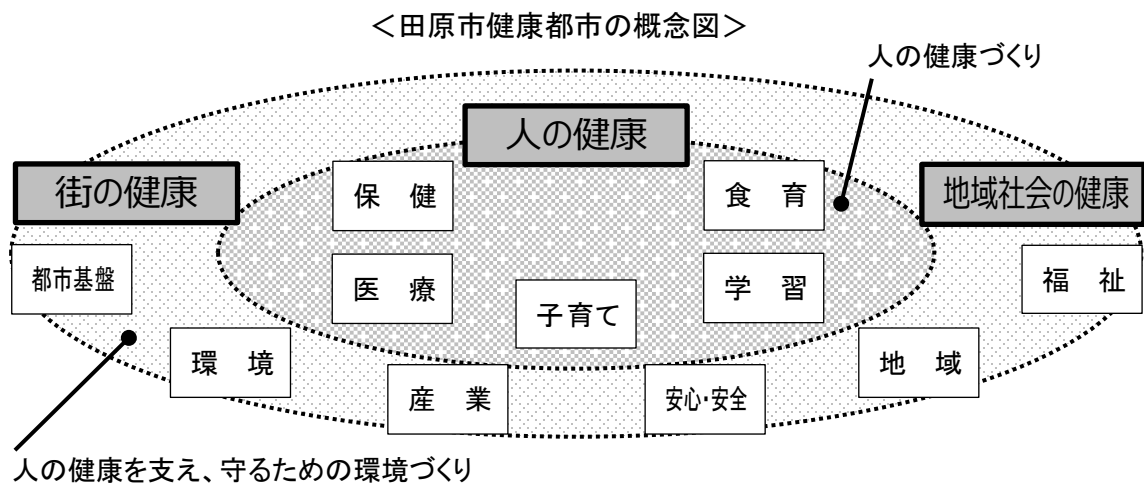
子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

5 健康都市の概要

健康都市のイメージ

田原市は、平成25年7月にWHO（世界保健機関）が提唱する健康都市連合に加盟しました。健康都市とは、保健、医療の分野に加え、環境、教育、文化、まちづくりなど幅広い分野の活動により、そこに住む人のよりよい健康と生活の質の向上を促進する都市環境を提供する都市のことです。



＜健康都市プログラム基本方針＞

保健、医療等、人の健康づくりに直接的に影響を与える分野と、都市基盤や環境等、人の健康を間接的に支える分野の施策を一体的に進めるために、『田原市健康都市プログラム』を策定しています。

人の健康 … 子どもから高齢期に至るまで、全ての世代の人の心と体が健やかであること。

街の健康 … 高齢者も障害者も誰もが外出でき、また、身近な自然とのふれあいや環境活動を通して、心の安らぎと健康増進が図れること。

地域社会の健康 … 安心して生活できる環境があり、また、地域で支え合う仕組みや、参加と協働により市民活動が活発であること。

6 生活ささえあいネットの概要

生活ささえあいネットのイメージ

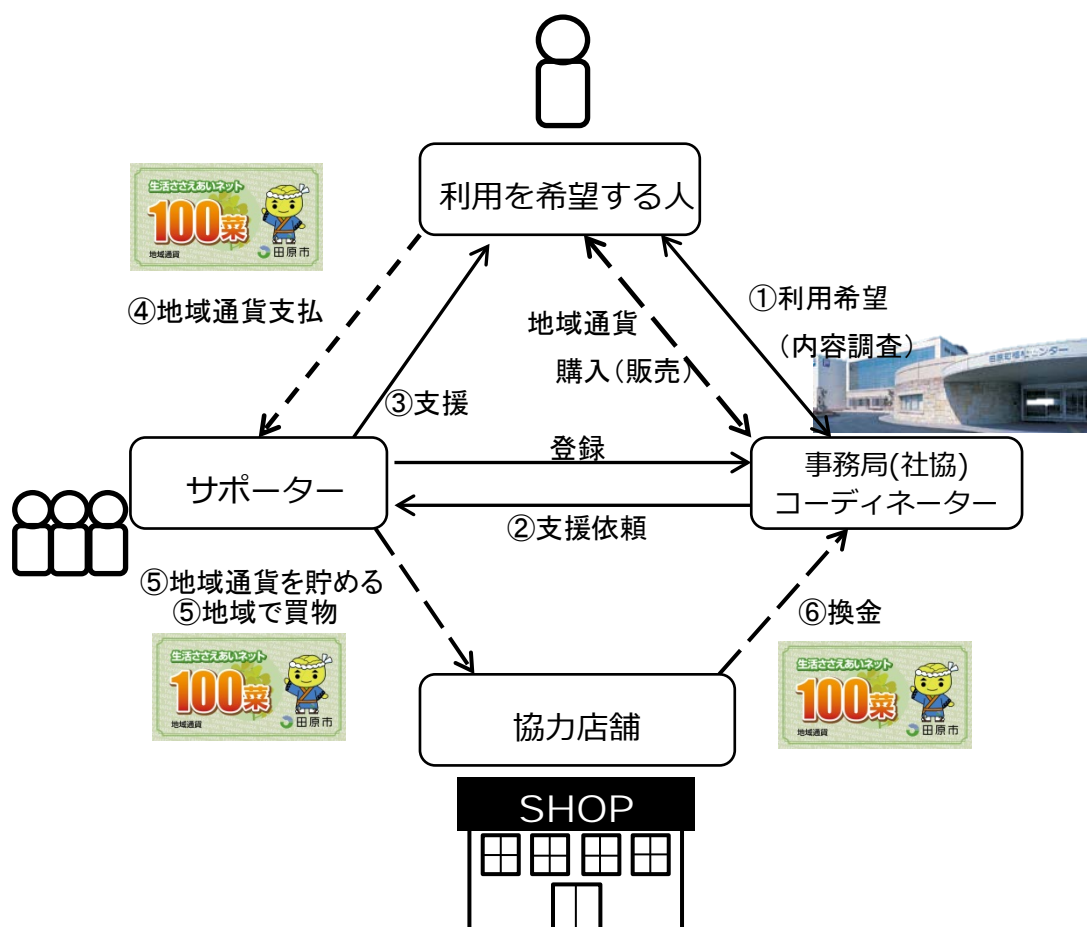
日常生活でちょっとした困りごとがあった時、手助けしてほしい。（支援依頼者）

自分ができる時間帯、曜日で簡単なことなら、お手伝いしたい。元気な今お手伝いして、自分が困った時には手助けしてほしい。（サポーター）

頼みたいけど、お礼をどうしたら良いか、現金ではよそよそしさを感じてしまう。（支援依頼者）

そこで、支援依頼者がサポーターに渡せる田原市独自の地域通貨「菜（さい）」を作り、ささえあいの支援（お手伝い）をおつなぎします。

「菜」は、協力店舗において100菜=100円で商品等購入費の支払にも使用できます。



田原市地域福祉計画

発行日：平成28年3月

発行：田原市 健康福祉部 地域福祉課

電話 0531-23-3512

FAX 0531-23-3545

田原市社会福祉協議会

電話 0531-23-0610

FAX 0531-23-3970

